

第4次和光市行動計画
男女共同参画わこうプラン(改訂版)
～男女共同参画社会の実現を目指して～
(案)



はじめに



和光市では、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる「男女共同参画社会」の実現を目指し、令和3年に「第4次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン」を策定し、様々な施策を推進してまいりました。

本計画の策定以後、私たちを取り巻く社会情勢は劇的に変化いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響は、私たちの生活様式を一変させただけでなく、家庭内における役割分担の偏りや、ひとり親家庭が直面する困難、女性に対する暴力の深刻化など、既存の社会課題を浮き彫りにしました。

一方で、この間、テレワーク普及をはじめとするデジタル化の進展により、場所や時間に縛られない対応な働き方が広がりました。また、「ジェンダー平等」への関心が世界的に高まり、性的マイノリティへの理解や、多様な家族の在り方を尊重する動きが加速するなど、人権に対する意識はかつてないほど大きな転換期を迎えています。

今回、計画期間の中間年にあたり、こうした社会の変化を受けて、各施策における計画指標の一部見直すとともに、とこれまでの取組状況と今後課題について、改めて整理をしました。これからの5年間は、この計画にのっとり、各施策を一層加速させてまいります。

男女共同参画は、行政だけで成し遂げられるものではありません。市民の皆様、そして事業者の皆様とともに、一歩ずつ歩を進めていくことが不可欠です。誰もが輝ける和光市の未来を共に築いてまいりましょう。

令和8年（2026年）3月

和光市長 柴崎 光子

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯	9
2 計画策定の背景	9
3 和光市の統計からみえる現状	13
4 令和6年度和光市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要	20
5 第4次わこうプラン（上半期）の数値目標の進捗状況	30
6 第4次わこうプラン（上半期）の取組と今後の課題	32

第2章 基本的な考え方

1 計画の目的	42
2 基本理念	42
3 計画の位置付け	43
4 計画の期間	43
5 計画の目標	43
6 計画における重点項目	44
7 計画の体系	45
8 計画の推進	47
9 計画の進行管理	47
10 SDGsとの関係	47

第3章 計画の内容

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり	49
基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶	53
基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援	56
基本目標4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備	60

資料編

1 日本国憲法（抜粋）	81
2 男女共同参画社会基本法	82
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	87
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	103
5 和光市男女共同参画推進条例	114
6 用語解説	122
7 和光市男女共同参画推進審議会委員名簿	124
8 第4次わこうプラン策定経過	125

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯

和光市においては、平成 17 年(2005 年)4月1日に「和光市男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づいた計画として、平成 18 年(2006 年)に「第2次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン【改訂版】－男女共同参画社会の実現をめざして－」を策定して以降、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策・事業を展開してきました。

しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識^{*1}や、それに基づく社会習慣は根強く残っています。さらに、社会情勢の変化により、新たな課題も浮上しています。また、令和2年(2020年)に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、平常時における性別による固定的な役割分担意識を背景にした、ジェンダー^{*2}に起因する社会課題を一層顕在化させました。

第3次計画の計画期間満了に伴い、これまでに生じた新たな課題に対応するとともに、これまで取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、令和3年(2021年)に「第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン」を策定しています。

2 計画策定の背景

(1)世界の動き

【「国連婦人の10年」と「女子差別撤廃条約」】

国連は、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と設定し、昭和51年(1976年)～昭和60年(1985年)の10年間を、「平等・発展・平和」を目標とした「国連婦人の10年」と決めました。昭和54年(1979年)には、国連総会において130か国の賛成により、「女子差別撤廃条約」を採択し、女性の地位向上に向けた取組を進めてきました。

【「北京宣言」と「北京行動綱領」】

平成7年(1995年)には、北京会議(第4回世界女性会議)において、女性施策の指針として「北京宣言」と「北京行動綱領(BPA)」が採択され、BPAの12の重大問題領域である「人権」、「暴力」、「健康」、「ジェンダーの主流化」が政策目標となりました。

平成27年(2015年)には、「北京宣言」と「北京行動綱領」の採択から20年目に当たることを記念し、第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)が、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況及び評価を主要テーマに開催されました。

【「国連女性機関」(UN Women)】

平成22年(2010年)には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント^{*3}のための国連機関」の設立が国連総会決議で採択され、翌年1月から「国連女性機関」(UN Women)が活動を開始しました。

令和元年(2019年)には、「2020年北京宣言と行動綱領25周年記念(北京+25)」として、様々な国際的な取組を行っています。

【「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択】

平成 27 年(2015)年に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。このアジェンダ(議題)では、17 の目標と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」(SDGs)が掲げられ、「誰一人取り残さない」社会の実現を理念としています。17 の目標の 5 番目には、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」と謳われており、この計画と関わりが深い項目となっています。

【「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」の採択】

令和元年(2019 年)に、国際労働機関(ILO)によって、職場での暴力やハラスメントを全面的に禁止する初の国際条約が採択されました。

(2)国の動き

【「男女共同参画基本法」制定】

平成 11 年(1999 年)に、「男女共同参画基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付けられ、国や地方公共団体、国民の責務が定められました。

【「男女共同参画基本計画」策定】

平成 12 年(2000 年)には、「男女共同参画基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、平成 17 年(2005 年)には、科学技術や防災などの分野を新たに加えた「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、それに続く「第3次男女共同参画基本計画」では、あらゆる困難を抱える人への対応などが盛り込まれました。平成 27 年(2015 年)には、防災・災害復興施策への男女共同参画の視点や、ワーク・ライフ・バランス^{※4}の実現等について強調した「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、令和5年策定の「第5次男女共同参画基本計画」では、多様な困難を抱える女性への支援や、男性の育児休業の取得率引き上げなどが盛り込まれました。

【「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の成立】

平成 27 年(2015 年)には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が成立しました。直近の改正では、男女間賃金差異の公表対象の拡大、女性管理職比率の公表などが盛り込まれています。

【ジェンダー・ギャップ指数(GGI)】

世界経済フォーラムが平成 18 年(2006 年)以降毎年公表している、社会進出における男女格差を示す「ジェンダー・ギャップ指数^{※5}」について、令和7年(2025年)の日本のスコアは、146か国中118位であり、G7においては最下位に留まっています。

(3) 埼玉県動き

【「埼玉県男女共同参画推進条例」制定】

平成 12 年(2000 年)に、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定されました。

【「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定と改定】

平成 14 年(2002 年)には、「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づく初めての計画として、「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」が策定されました。その後、見直しを重ね、令和 4 年(2022 年)には最新の「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

【男女共同参画関連の取組】

平成 14 年(2002 年)に、「男女共同参画推進センター(With You さいたま)」が開設されました。また、平成 24 年(2012 年)には、埼玉県産業労働部に「ウーマノミクス課」が設置され、女性の活躍による経済の活性化を目標に掲げて、女性の就業支援や企業内保育所の整備促進などに取り組む「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」が立ち上げられました。

(4) 和光市の動き

【「和光市男女共同参画推進条例」制定】

平成 17 年(2005 年)に、「和光市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画の担い手となる市、市民、事業者の責務を明らかにし、男女共同参画に関する基本的な施策等を定めました。

【「和光市行動計画 男女共同参加型社会わこうプラン」策定と改定】

平成 3 年(1991 年)に、女性の抱える困難の解消に向けた総合的指針として、「第 1 次和光市行動計画 男女共同参加型社会わこうプラン」を策定しました。

その後、見直しを重ね、令和 3 年(2021 年)には、「第 4 次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン」を策定しました。

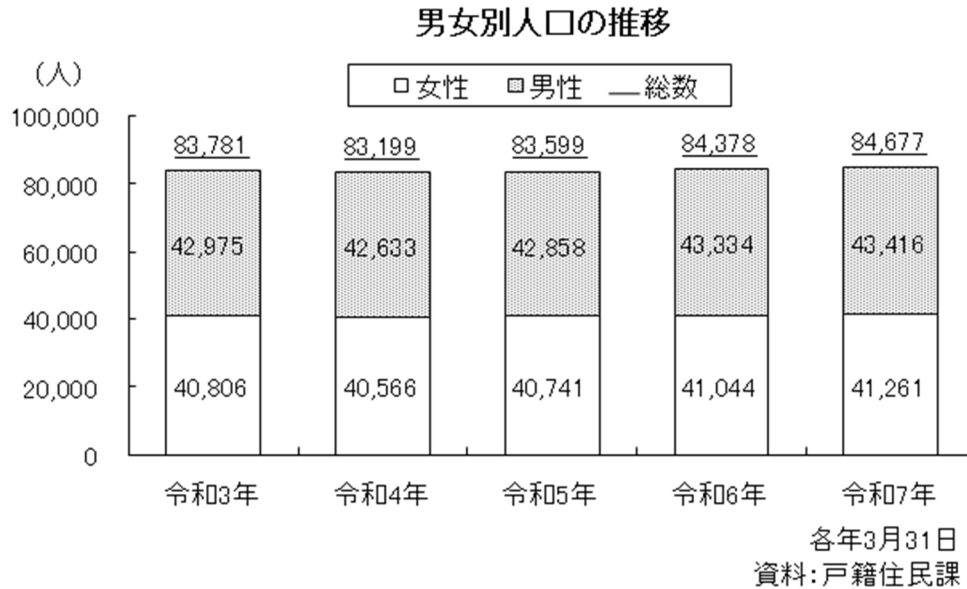
【和光市要保護児童対策地域協議会】

令和 5 年 10 月の組織改正に伴い、「要保護児童及び DV 対策地域協議会」につきましては、「要保護児童対策地域協議会」に名称を改め、主に要保護児童や要支援自動、特定妊婦等の支援に係る協議を行っています。こどもがいる世帯の DV 等、複数の課題について支援を要する世帯につきましては、関係機関・各課と連携し、必要な支援の調整を行っています。

3 和光市の統計からみえる現状

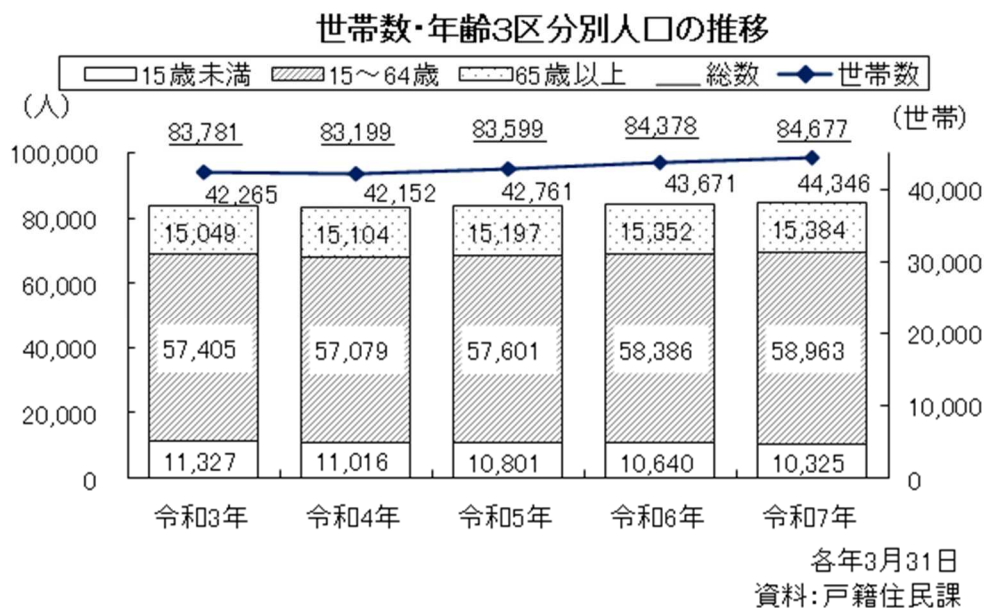
(1)人口の推移

和光市の人口は、年々増加を続けていますが、人口に占める男女の比率はほぼ変化ありません。



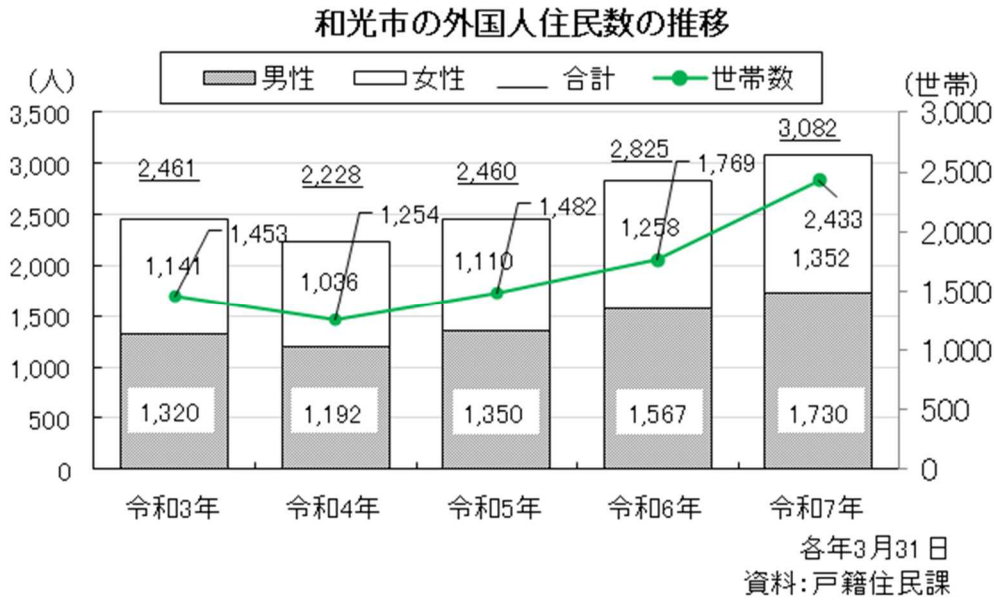
(2)世帯数・年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別では、令和7年(2025年)は令和3年(2021年)と比較して、15歳未満が1,002人の減少、15歳～64歳が1,558人の増加、65歳以上が335人の増加となっています。



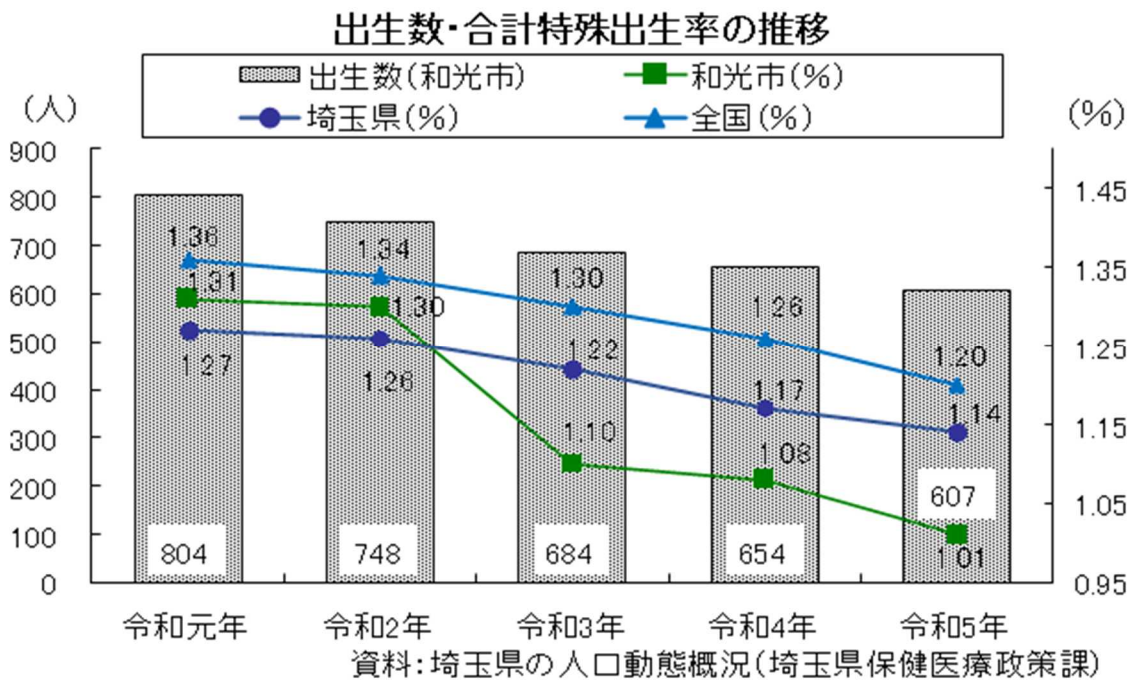
(3) 和光市の外国人登録者数の推移

和光市の外国人登録者数は令和4年(2021年)から年々増加傾向にあります。全体に占める割合は、毎年女性よりも男性の方が多くなっています。



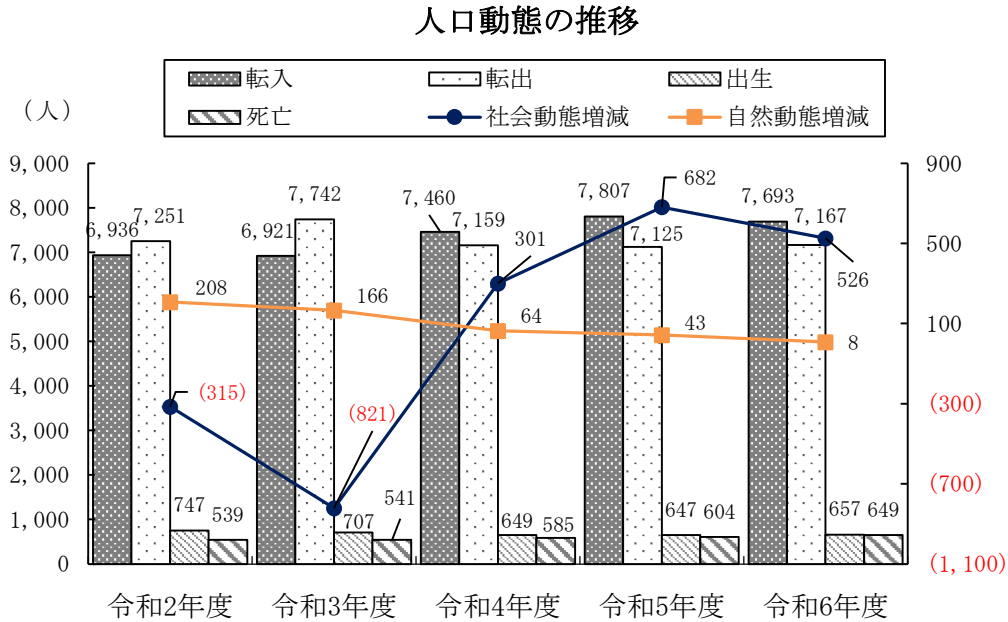
(4) 出生数・合計特殊出生率の推移

令和3年(2021年)から和光市の出生数は埼玉県を下回っています。また、合計特殊出生率は減少傾向が続いています。



(5)人口動態の推移

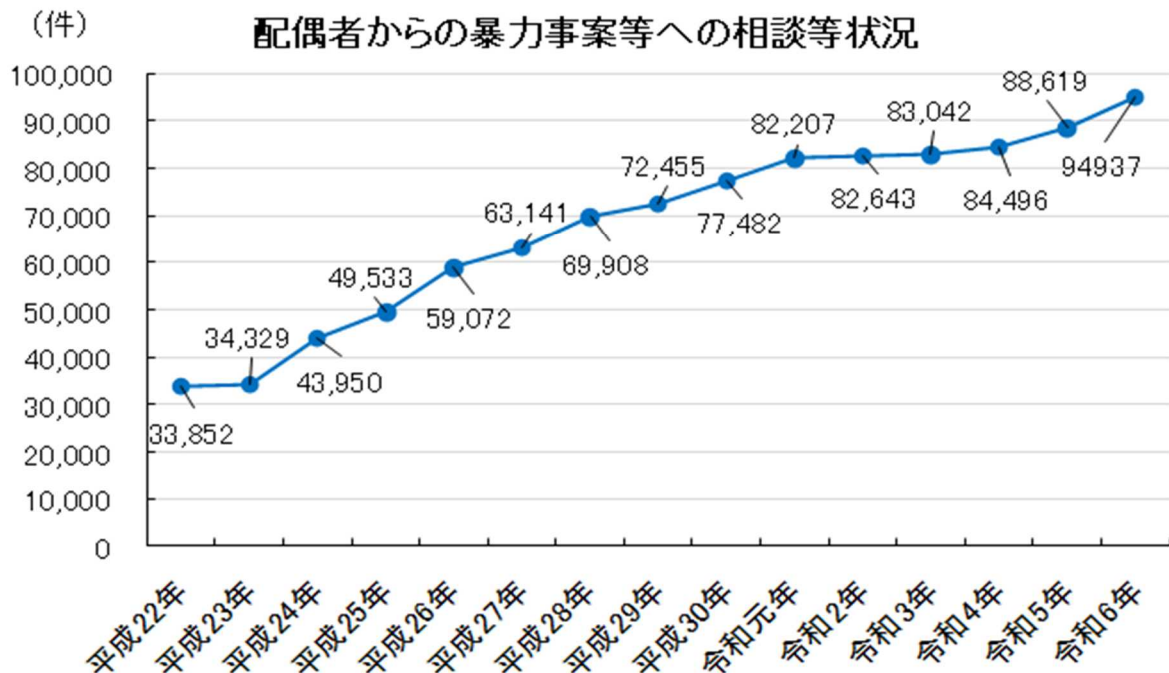
和光市の人口動態の原因のうち、転入・転出による社会動態増減は、令和3年度(2021年度)に減少し、以降増加傾向にありましたが令和6年度に再び減少しました。また、出生・死亡による自然動態増減は、令和2年度(2020年度)から減少傾向にあります。



資料：戸籍住民課

(6)配偶者からの暴力事案等の相談等状況

警察庁による調査では、配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談受理件数は、配偶者暴力防止法の施行以来増加し続けています。



資料：警視庁

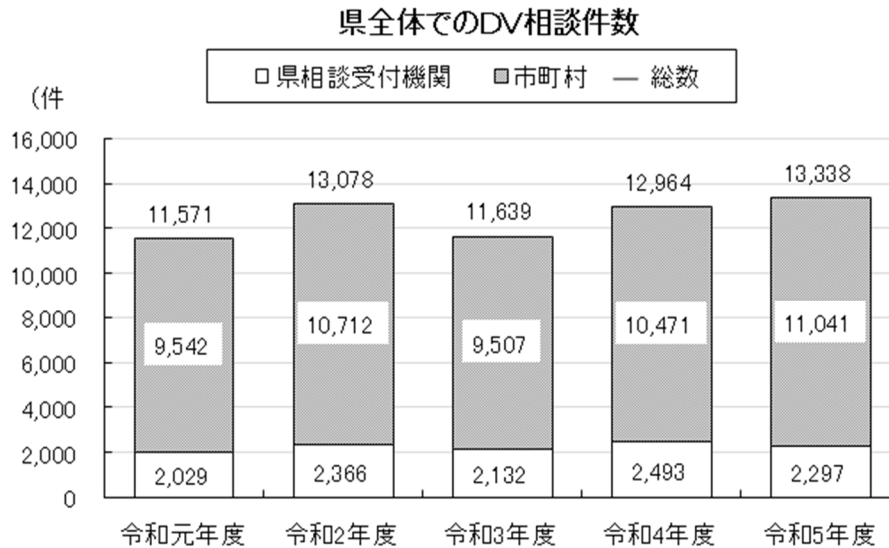
注1)配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2)法改正を受け、平成 16 年(2004 年)12 月 2 日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案について、平成 20 年(2008 年)1 月 11 日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案について、また、平成 26 年(2014 年)1 月 3 日以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

(7) 埼玉県全体でのDV相談件数

埼玉県全体のDV件数は、

埼玉県全体のDV相談件数は、令和3年度(2021年度)に相談件数が減り、令和4年度(2022年度)は前年に比べ相談件数が増加し令和5年度(2023年度)も増加しています。



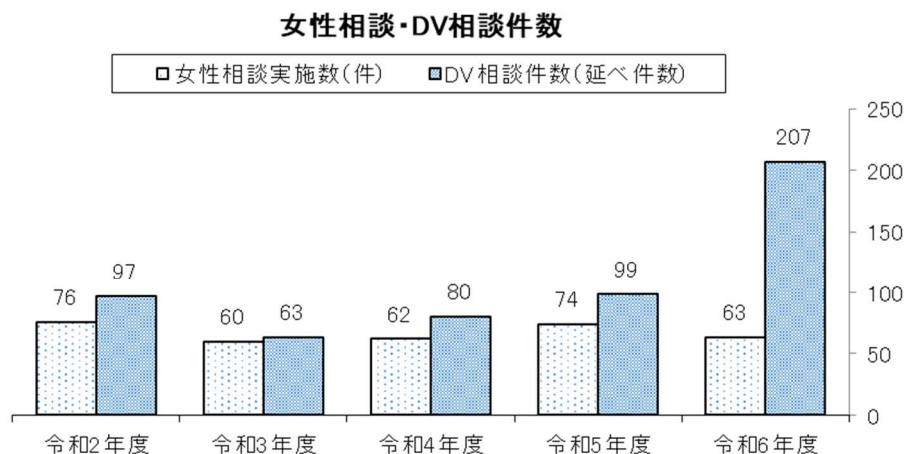
資料: 令和6年度男女共同参画に関する年次報告(埼玉県人権・男女共同参画課)

(8) 和光市での女性相談・DV相談件数

和光市では、女性の様々な悩みに対応するため、毎月第2、4火曜日に専門の女性カウンセラーによる女性相談を開設しています。

女性相談実施件数は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までは増加しており、令和6年度(2024年度)は11件減少しています。

DV相談件数は、令和2年度(2020年度)から減少していましたが、令和5年度(2023年度)から増加しています。



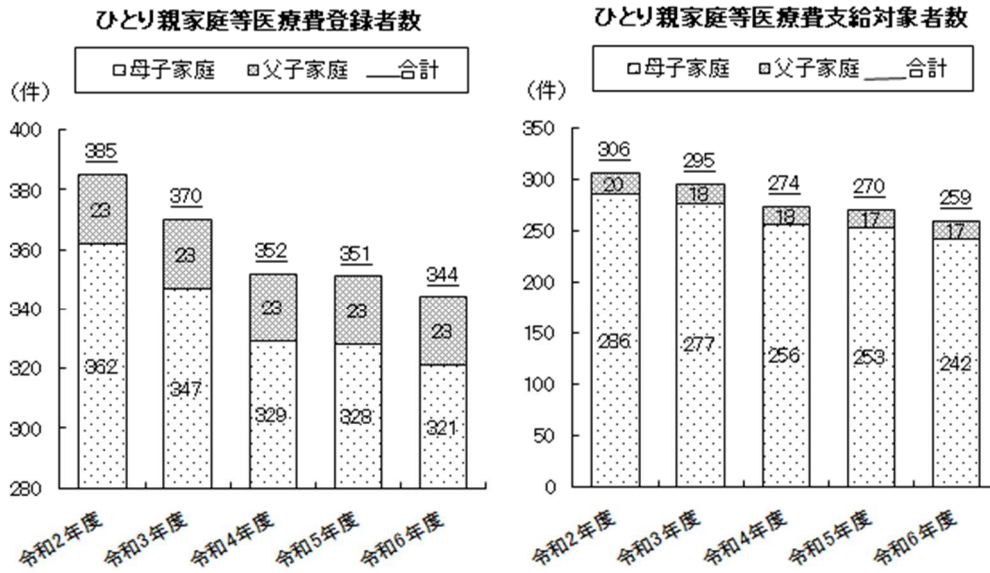
各年3月31日

資料: 市民活動推進課、地域共生推進課

※令和5年度までは、事例件数を相談件数として計上していたが、令和6年度からは、埼玉県の通知に基づき事例件数のうち対応件数を相談延べ件数に変更した。

(9)ひとり親家庭医療費登録者数・ひとり親家庭等医療費支給対象者数

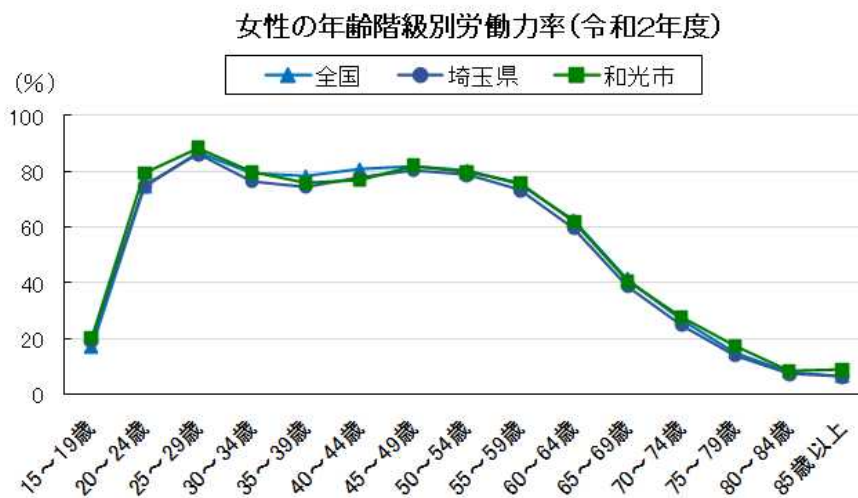
令和6年度(2024年度)の母子家庭のひとり親家庭等医療費登録者数は、前年に比べ7人の減少となっています。また、ひとり親家庭等医療費助成制度の支給対象者数についても、前年に比べて7人の減少となっています。



資料:ネウボラ課

(10)女性の年齢階級別労働力率

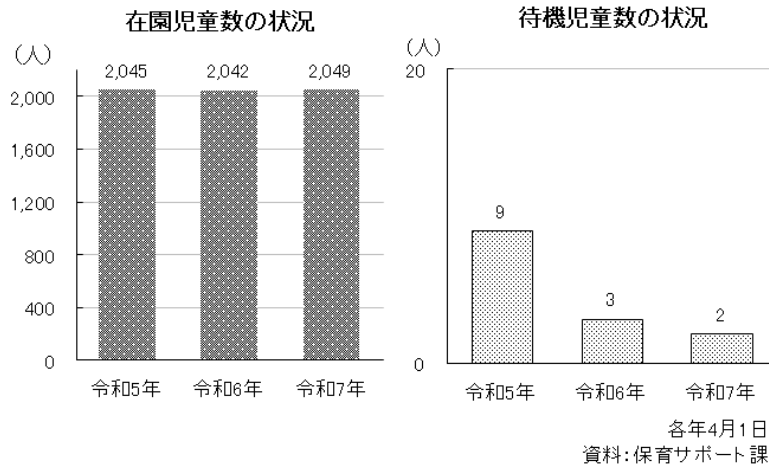
日本の女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ」を描く傾向にありましたが、近年そのカーブは以前に比べて浅くなってきています。また、Mカーブの底となる年齢階級も上昇してきています。これは、結婚・出産期に働く(又は働く意思を持つ)女性が増えてきており、また、結婚・出産期に当たる年齢階級が上昇してきていることを示しています。



資料:国勢調査(総務省統計局)

(11) 在園児童数・待機児童数の状況

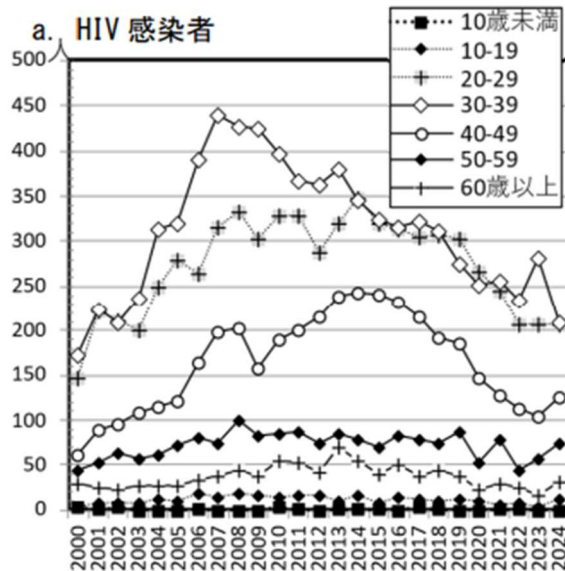
令和5年(2023年)から在園児童数は同水準で推移し、また、待機児童数は解消されつつあります。



(12) 年齢階級別新規 HIV 感染者罹患率の年次推移

厚生労働省エイズ動向委員会によると、日本における年齢階級別の新規HIV感染者の罹患率では、30-39歳に占める割合が高い傾向が続いています。

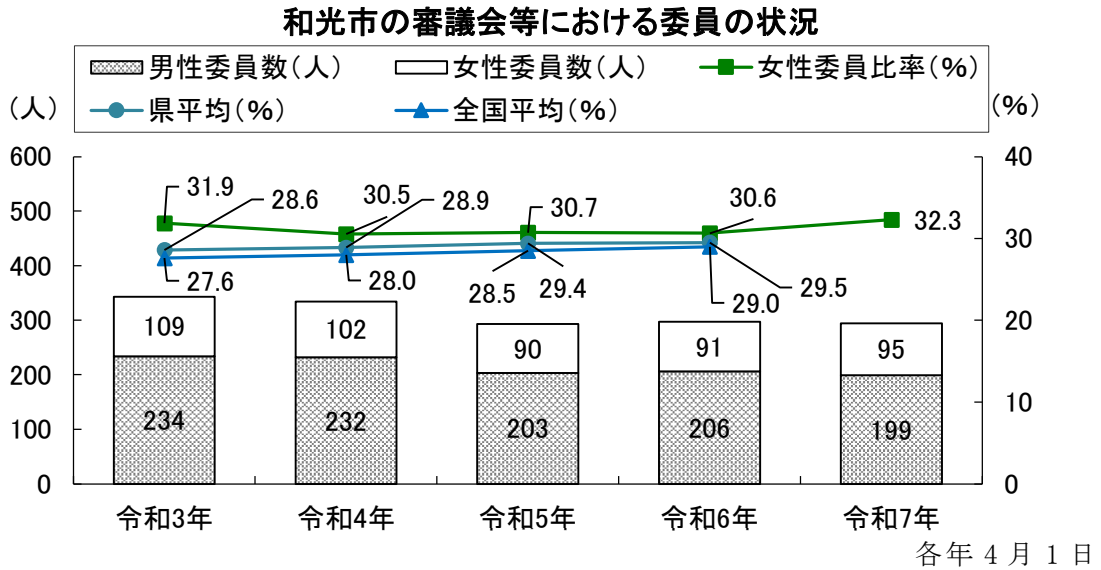
年齢階級別H I V感染者新規報告者数の推移



資料：厚生労働省エイズ動向委員会

(13)和光市の審議会等における委員の状況

令和6年(2024年)の審議会等の委員に占める女性の割合は、30.6%で、全国及び埼玉県においては高い割合となっています。



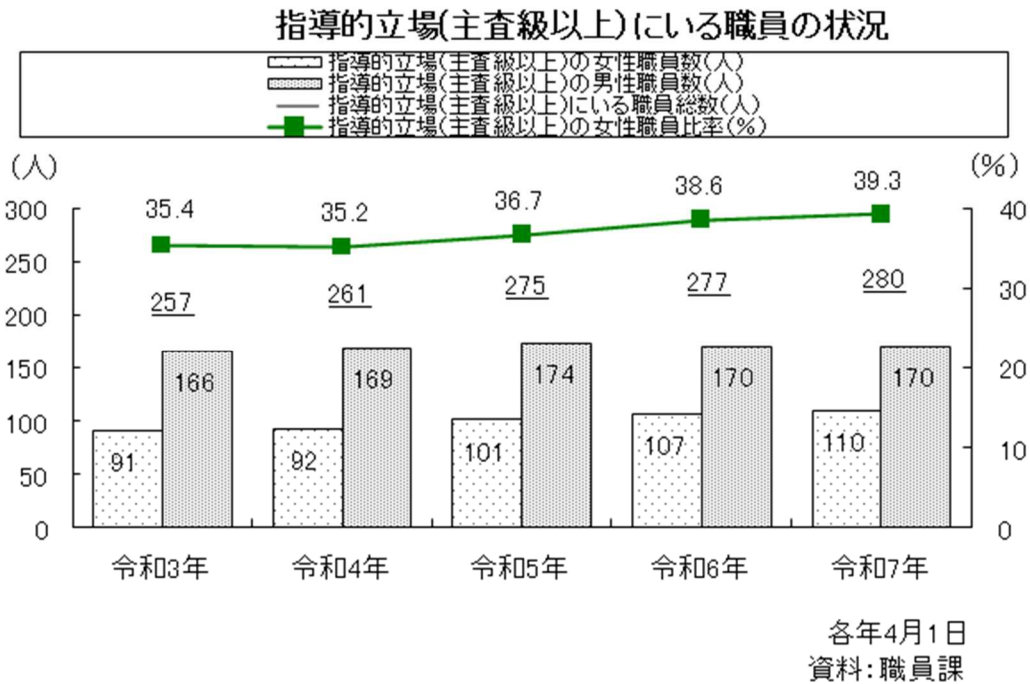
資料：企画人権課

令和6年度男女共同参画に関する年次報告（埼玉県人権・男女共同参画課）

令和6年度女性の政策・方針決定参画状況調べ（内閣府男女共同参画局）

(14)指導的立場(主査以上)にいる市職員の状況

市職員のうち、指導的立場(主査級以上)にいる女性職員の割合は、令和4年(2023年)から年々上昇しています。



4 令和6年度和光市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要

第4次計画の改訂に向けて、男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画施策へと反映させることを目的として、「和光市男女共同参画市民意識調査」を実施しました。

【調査実施概要】

調査方法	郵送法(郵送配付・郵送回答又はWEB回答)
調査対象	和光市内に在住する満18歳以上の男女
調査期間	令和6年(2024年)9月2日(金)～9月30日(月)
回収結果	1,209件/3,000件(有効回収率:40.3%)

【小・中学生意識調査概要】

調査方法	学習用タブレットによるwebでの回答
調査対象	和光市立の全小中学校に通う小学4年生、中学2年生
調査期間	令和6年(2024年)9月2日(月)～9月30日(月)
回収結果	小学生 639件/705件(有効回収率:90.6%) 中学生 557件/627件(有効回収率:88.8%)

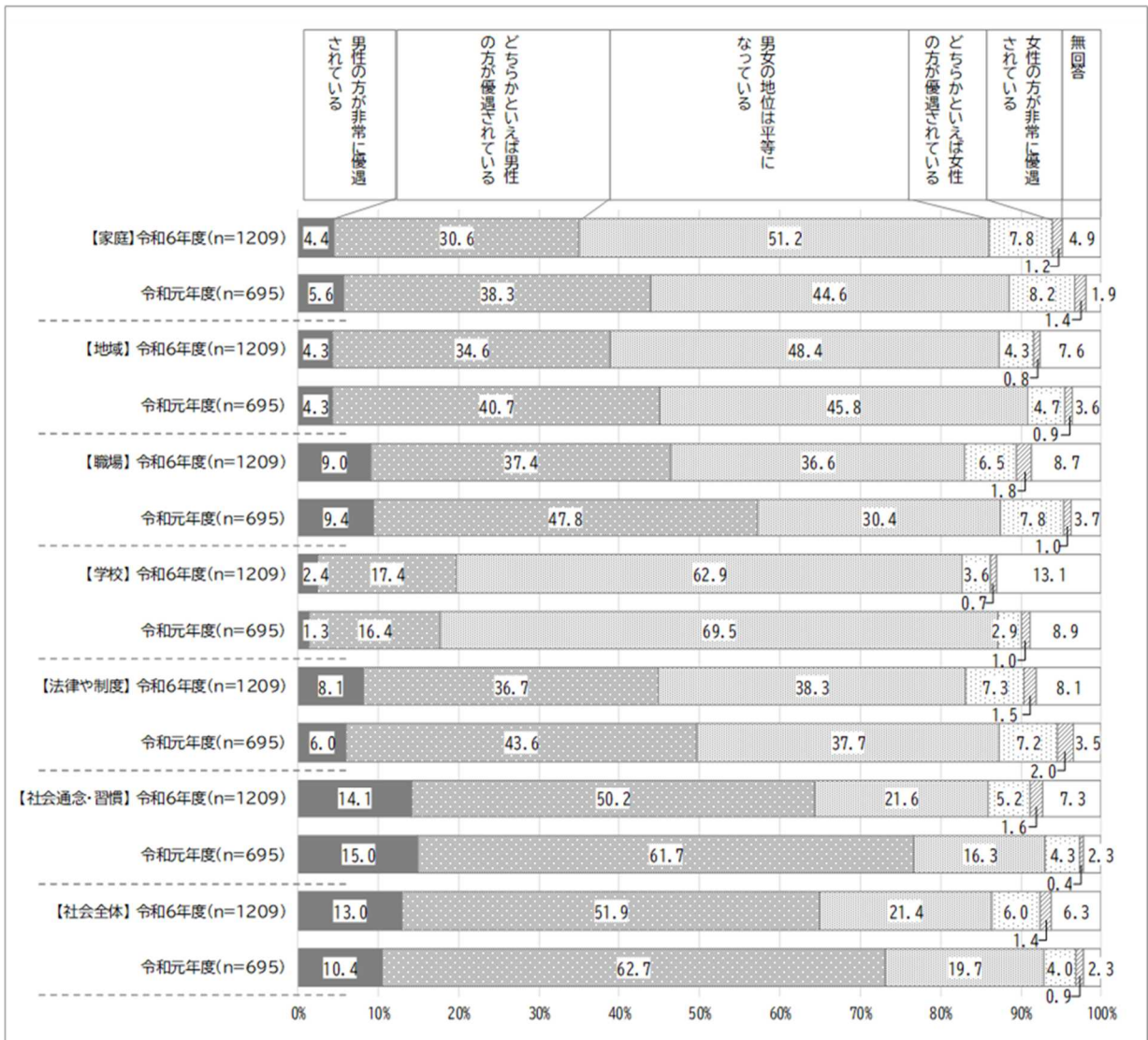
(1)男女共同参画に関する意識について

○男女の地位の平等感

全体で見ると、「男女の地位は平等になっている」は「学校で」が62.9%で最も高く、次いで「家庭で」が51.2%、「地域で」が48.4%となっています。

「男性が優遇(合計)」をみると、「社会全体で」が64.9%、「社会通念・習慣などで」が64.3%で最も高くなっています。

図表 1 男女の地位の平等感



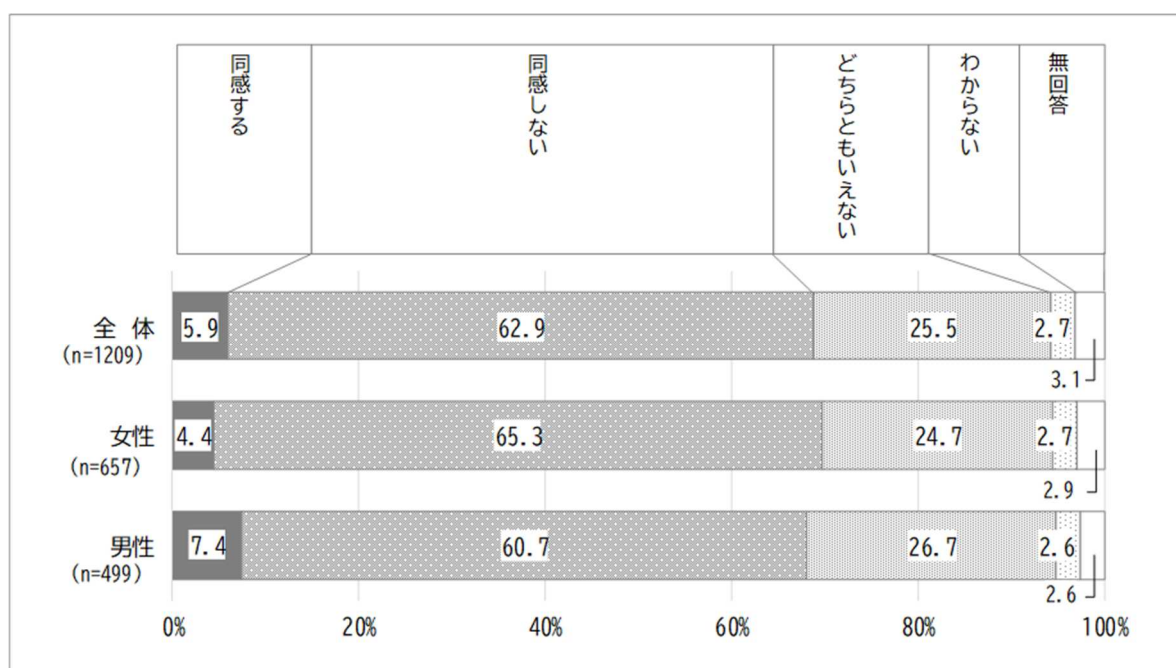
○性別による役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について、市民意識調査では、「同感しない」が女性で65.3%、男性で60.7%と令和元年度(2019年度)調査から男女ともに増加しており、性別による固定的な役割分担意識について同感しない意見が増加傾向にあります。

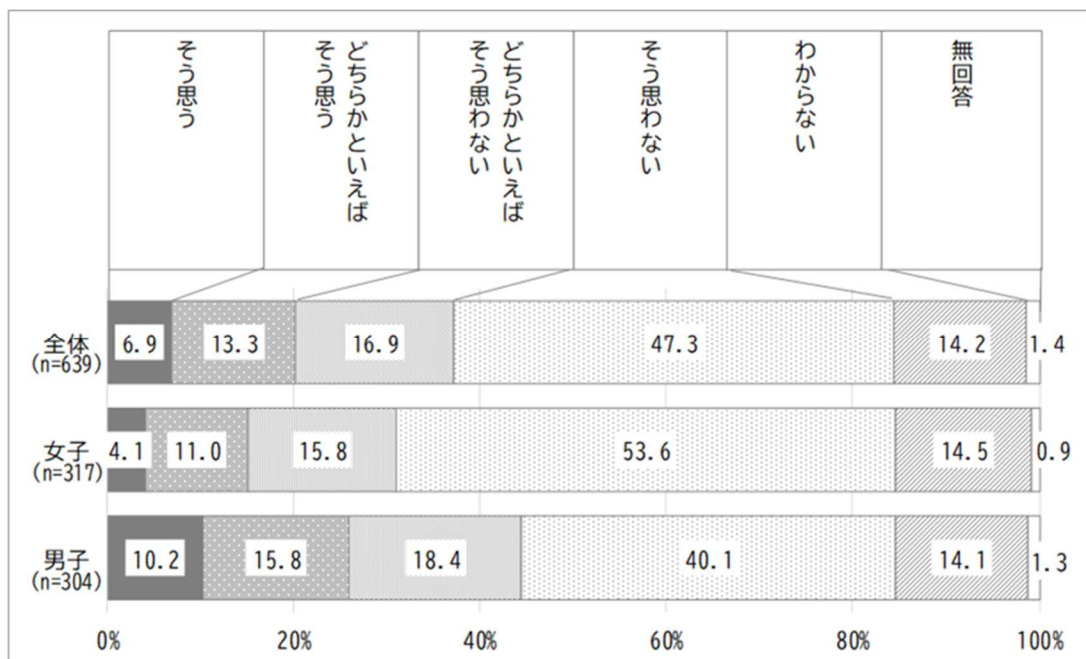
しかし、依然として男性と女性の認識に差が見られるため、引き続き意識啓発や制度の充実等が必要です。

小学生、中学生調査では、「男は仕事に専念して、女は家庭を守るべき」とあなたは思いますか。」の問いに対し「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合が、小学生では64.2%、中学生では73.2%と、小学生、中学生ともに令和元年度(2019年度)調査から増加しています。

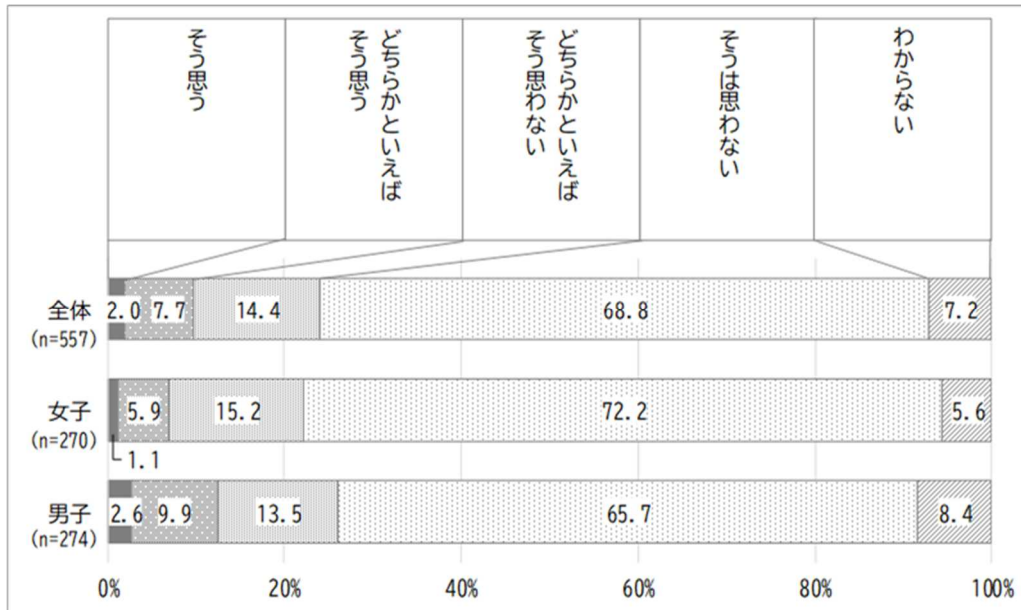
図表 2 性別役割分担意識



図表 3 性別役割分担意識(小学生)



図表 4 性別役割分担意識(中学生)

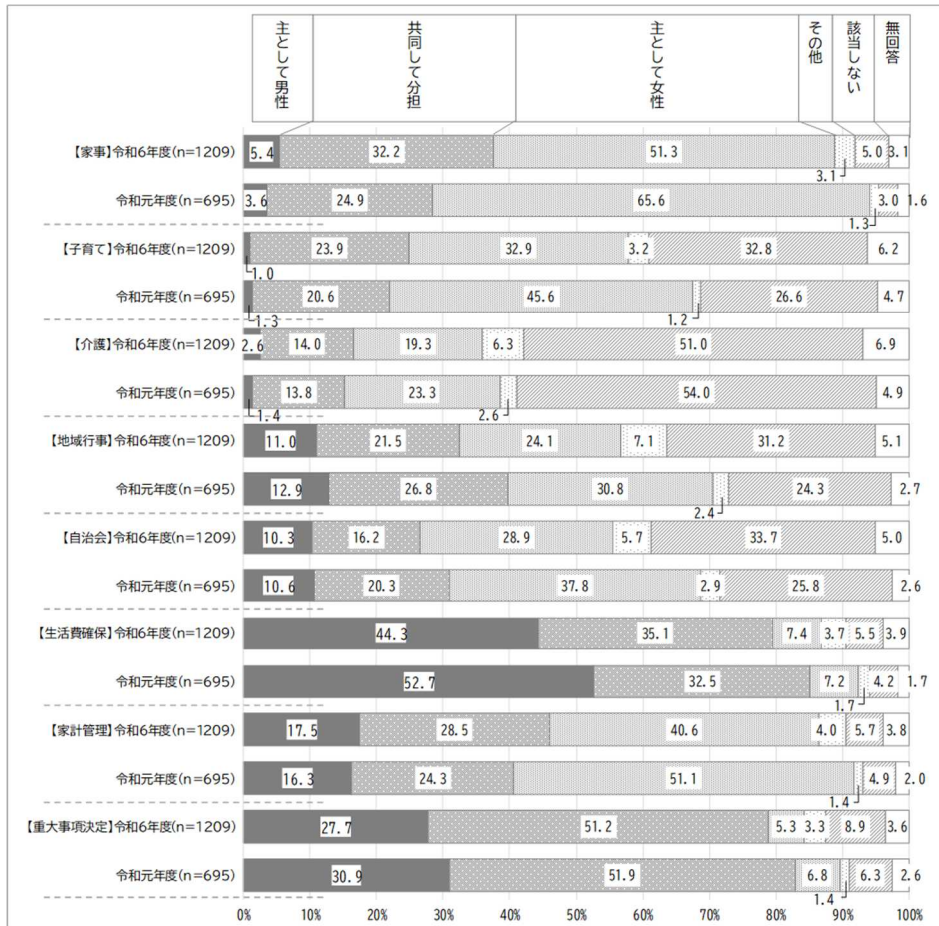


(2)家庭生活について

○家庭生活での役割分担

全体で見ると、主として女性の分担は「家事」が 51.3%、「家計の管理」が 40.7%で、主として男性の分担は「生活費の確保」が 44.3%となっています。また、「共同して分担」していることは、「重大事項の決定」で 51.2%と過半数を占めております。

図表 5 家庭生活での役割分担



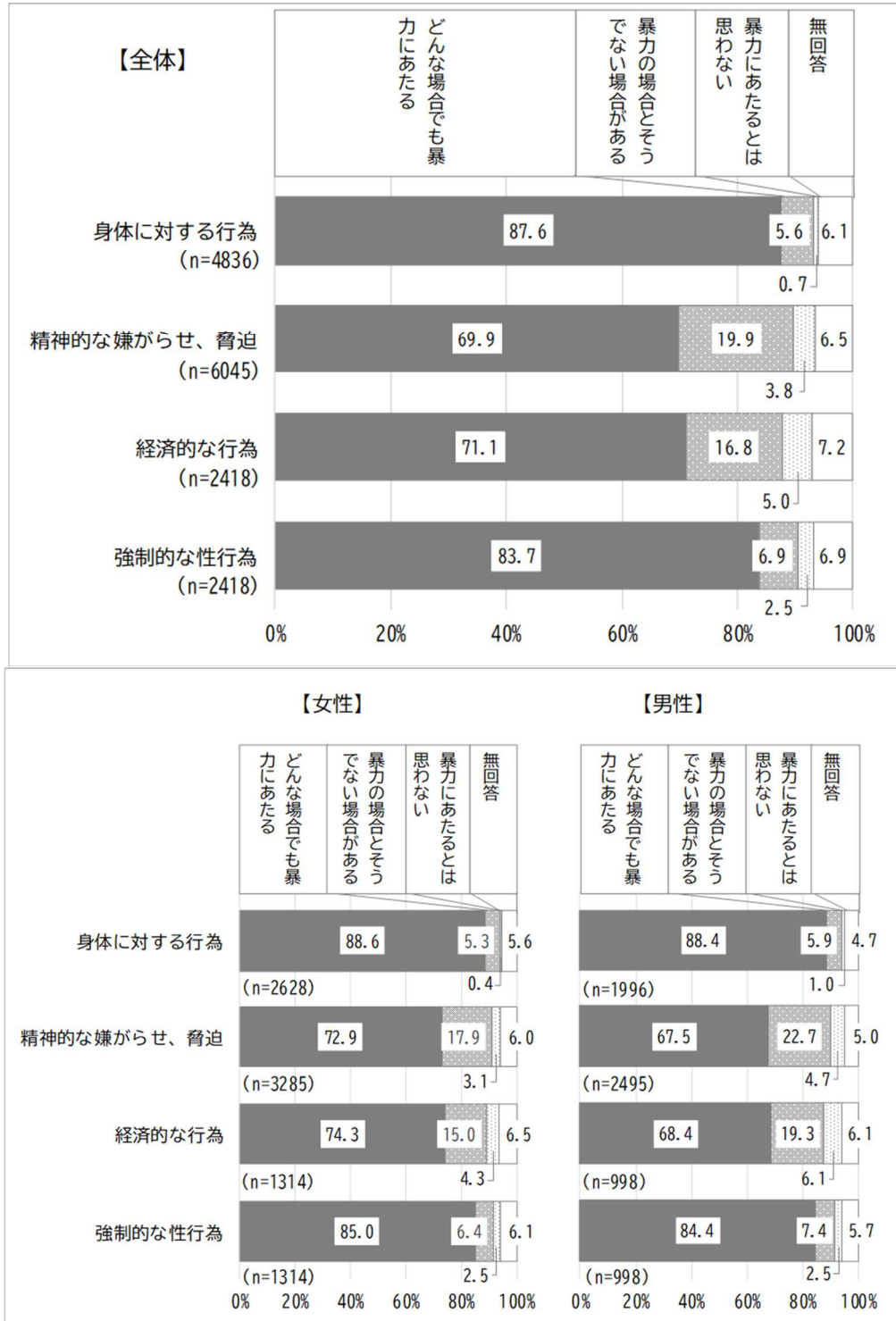
(3) 配偶者や恋人からの暴力について

○夫婦・恋人間の暴力と認識される行為

「身体に対する行為」、「強制的な性行為」は「どんな場合でも暴力にあたる」の割合が9割以上となっていますが、「経済的な行為」では7割程度にとどまっており、先の2つの行為と比較すると認識はやや低くなっています。

また、性別別にみると、「身体に対する行為」と「強制的な性行為」は女性と男性ともに「どんな場合でも暴力にあたる」が80%を超えており、暴力行為との認識が高くなっています。

図表 6 夫婦・恋人間の暴力と認識される行為(まとめ)

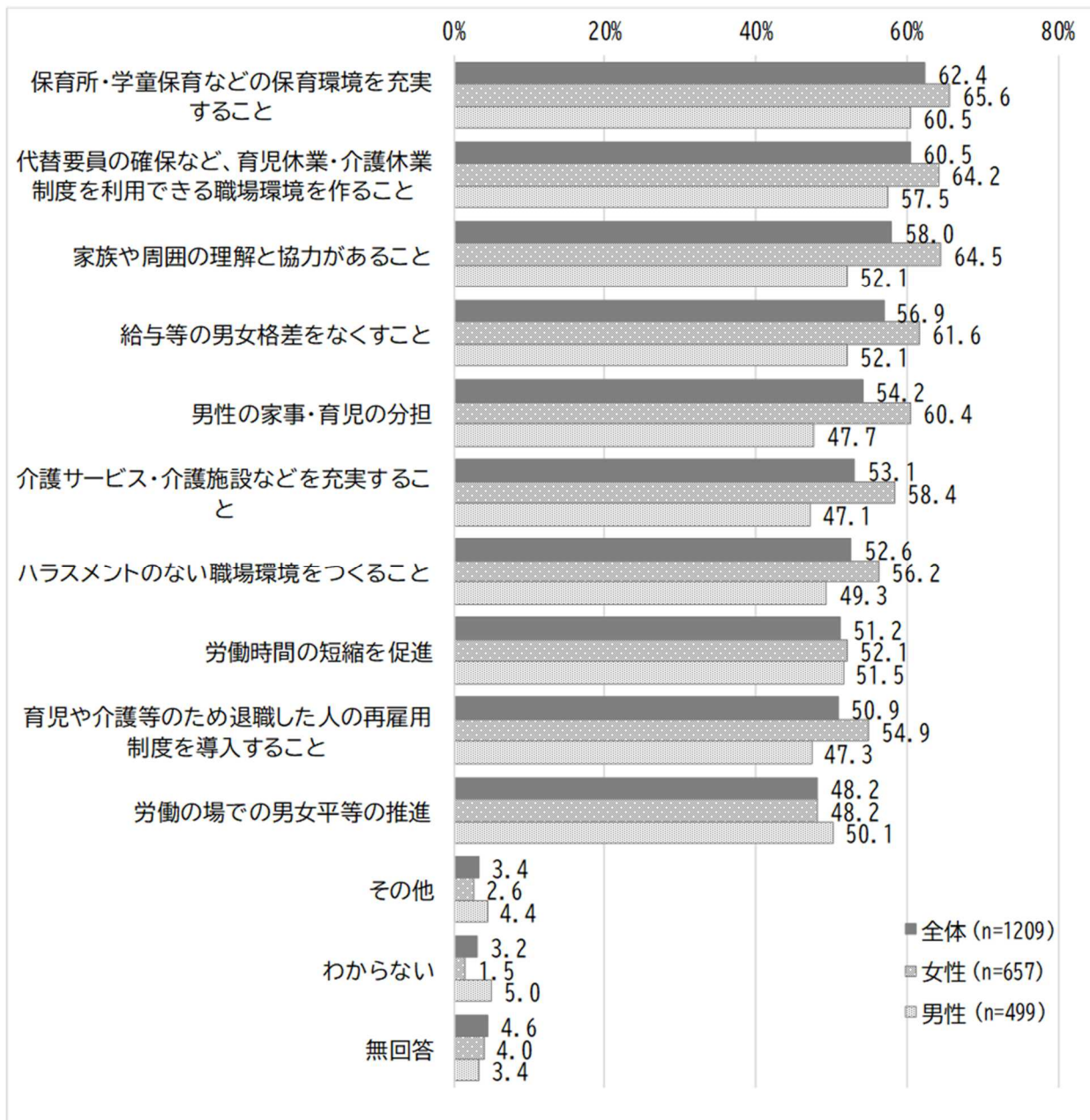


(4) ワーク・ライフ・バランスについて

○仕事と家庭を両立するための条件

全体では、「保育所・学童保育などの保育環境を充実すること」、「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境を作ること」が6割台となっています。

図表 7 仕事と家庭を両立するための条件

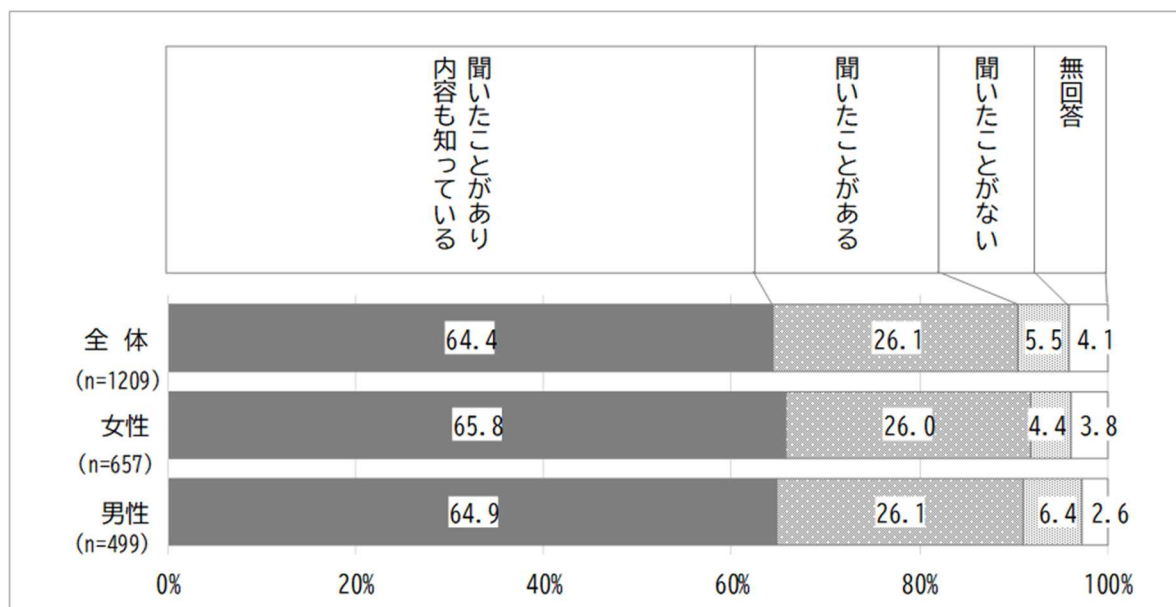


(5)性の多様性について

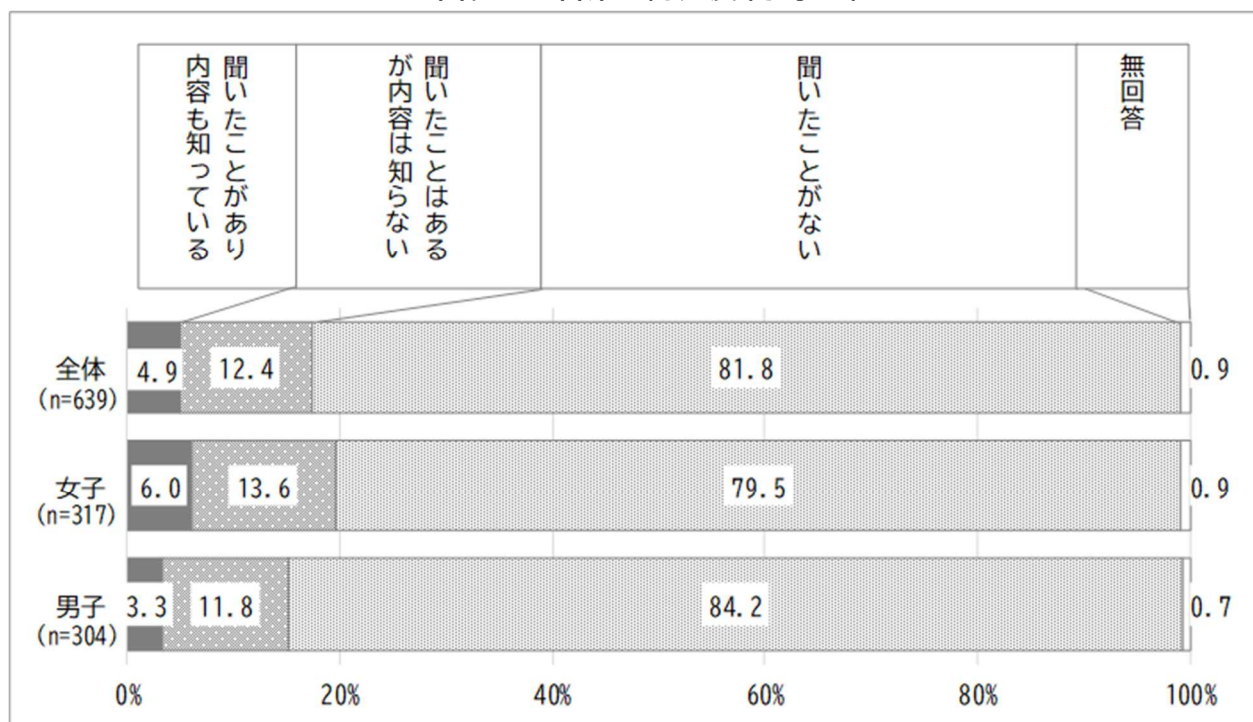
○言葉の認知度

全体では、LGBTQ^{※8}という言葉が「聞いたことがあり内容も知っている」が64.4%、「聞いたことがある」が26.1%となっており、性別でみても同様の傾向で認知度は高くなっています。また、小学生について、全体では「聞いたことがない」が81.8%で最も多く、「聞いたことはあるが内容は知らない」が12.4%、「聞いたことがあり内容も知っている」が4.9%となっています。一方、中学生について、全体では「聞いたことがあり内容も知っている」が39.3%、「聞いたことはあるが内容は知らない」が26.6%、「聞いたことがない」は33.4%となっています。

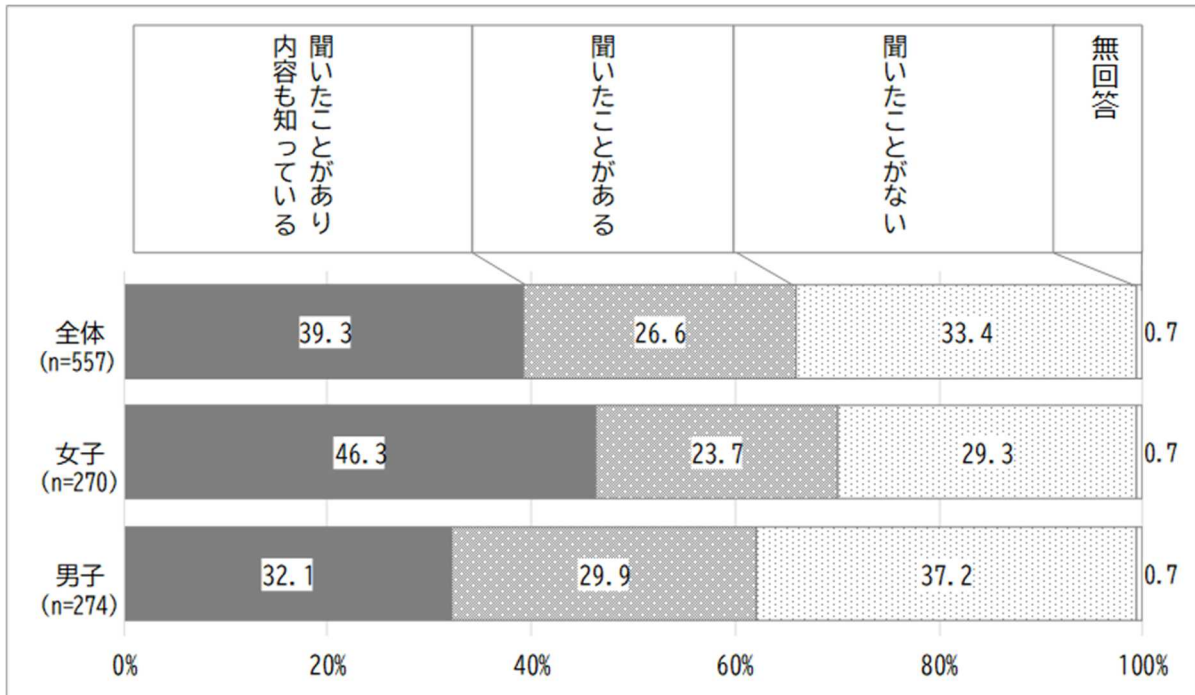
図表 8 言葉の認知度



図表 9 言葉の認知度(小学生)



図表 10 言葉の認知度(中学生)



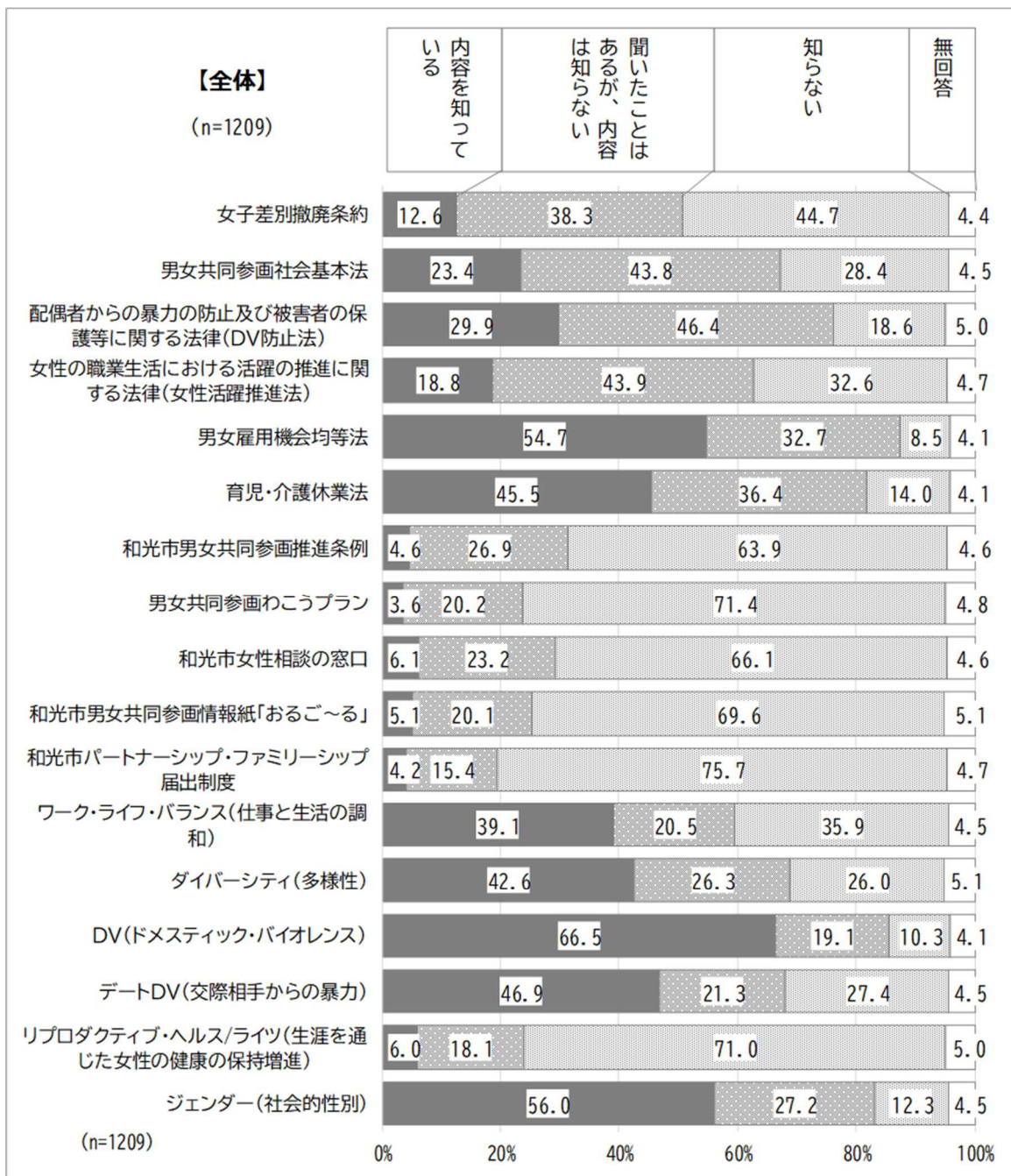
(6) 男女共同参画の取組について

○男女共同参画に関する社会の動きや言葉の認知度

全体でみると、「内容を知っている」と「聞いたことはあるが、内容は知らない」合わせて認知度が高い項目をみると、「男女雇用機会均等法」が87.4%、「DV」が85.6%、「ジェンダー」が83.2%、「育児・介護休業法」が81.9%となっています。

認知度が低い言葉では、「和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度^{※7}」が19.6%、「男女共同参画わこうプラン」が23.8%、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※9}」が24.1%となっています。

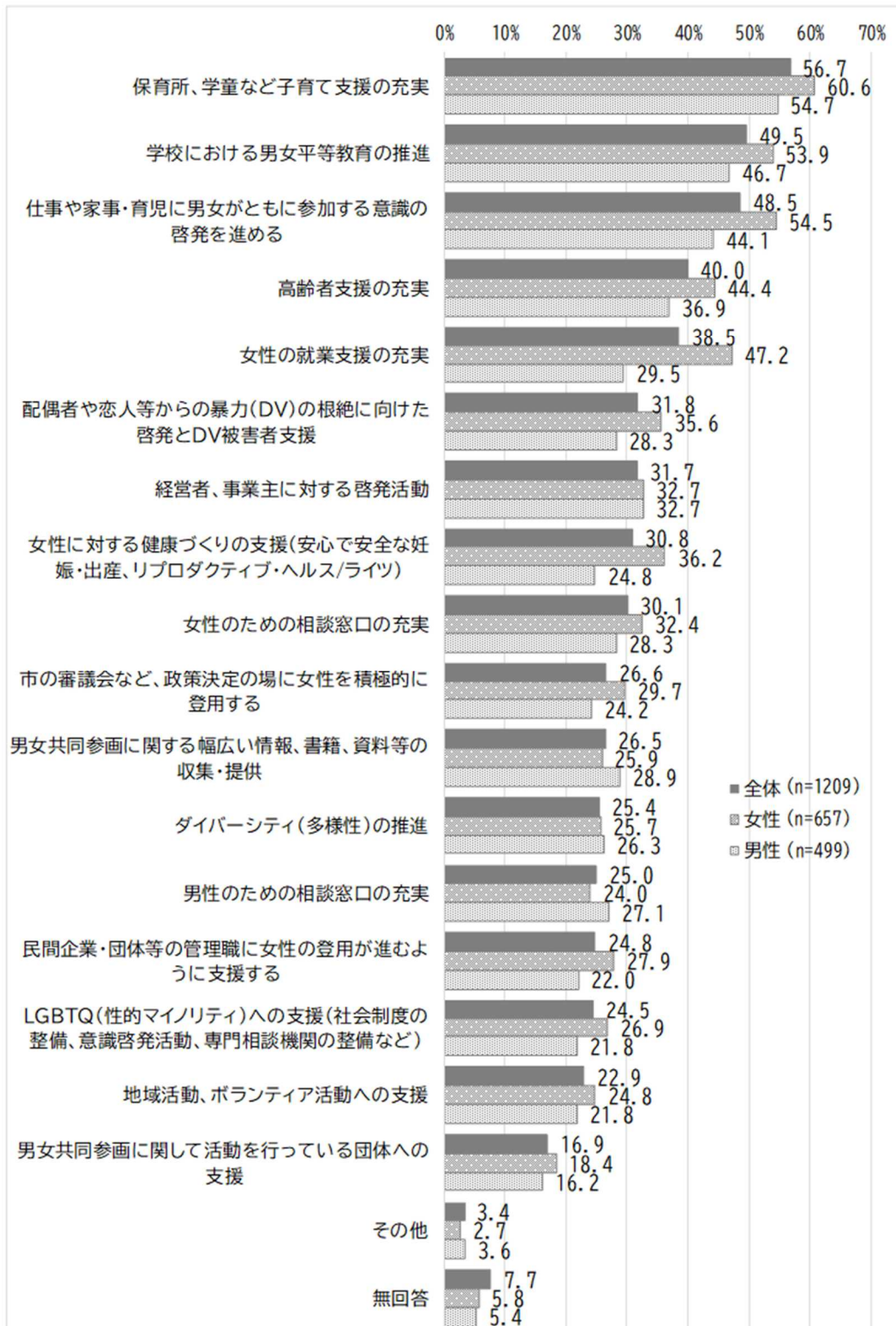
図表 11 男女共同参画に関する社会の動きや言葉の認知度



○男女共同参画の推進で市に期待すること

男女ともに「保育所、学童など子育て支援の充実」が最も高くなっています。次いで、女性は「仕事や家事・育児に男女がともに参加する意識の啓発を進める」、男性は「学校における男女平等教育の推進」と高くなっています。

図表 12 男女共同参画の推進で市に期待すること



5 第4次わこうプラン(上半期)の数値目標の進捗状況

各基本目標に指標を設定し、数値目標を定めています。令和6年度(2024年度)における進捗状況は、以下のとおりです。

■基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

体系	No.	項目名	令和元年度 現状値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	
基本目標1	方針1	1	「『社会通念・習慣など』で男女の地位は平等である」とする市民の割合	16.3%					21.6%	30.0%
		2	性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合	中学生60.6% 小学生40.6%					中学生83.2% 小学生64.2%	中学生95.0% 小学生80.0%
	方針2	3	「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」を知っている割合	4.3%					6.0%	20.0%

■基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶

体系	No.	項目名	令和元年度 現状値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	
基本目標2	方針1	4	配偶者や恋人間におけるDVに対する認識の割合	身体的91.6% 精神的67.6% 経済的68.9% 性的85.9%					身体的87.6% 精神的69.9% 経済的71.1% 性的83.7%	身体的 92.0% 精神的 72.0% 経済的 73.0% 性的 86.0%
	方針2	5	子ども家庭総合支援拠点の整備数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

■基本目標 3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

体系	No.	項目名	令和元年度 現状値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)
基本目標3	方針1	6 多様な働き方実践企業認定数	21件	22件	24件	35件	35件	36件	70件
	方針2	7 市男性職員における育児休業取得率の割合	27.3%	25.0%	38.1%	37.5%	66.7%	50.0%	100.0%
	方針3	8 市の審議会等における女性比率	37.0%	34.9%	31.9%	30.5%	30.7%	30.6%	50.0%

■基本目標 4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

体系	No.	項目名	令和元年度 現状値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)
基本目標4	方針1	9 和光市BOSAIまちづくり伝道師認定者数	38人	38人	38人	38人	63人	72人	100人
	方針2	10 家庭生活において、地域行事を[共同して分担]している市民の割合	26.8%	→				21.5%	50.0%
	方針3	11 和光市男女共同参画推進条例を「知っている」人の割合	36.1%	→				31.5%	70.0%

6 第4次わこうプラン(上半期)の取組と今後の課題

「第4次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン」の計画期間(令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)まで)のうち、上半期における主な取組と今後の課題について、基本目標ごとにまとめました。

基本目標1

人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

【主な取組】

◇人権尊重・男女平等意識の啓発

- 人権尊重意識や男女共同参画、多様な生き方、障害者や子どもの問題について、講演会等の実施や市の広報紙やホームページにより、人権問題についての正しい理解や性別による役割分担意識を解消するよう意識啓発を行いました。
- 男女共同参画についての理解を深めるために、和光市男女共同参画情報誌「おるご〜る」を発行するとともに、表現ガイドを用いて男女平等の視点での表記の徹底を図っています。
- 学校教育では、教職員に向けて同和問題の研修会を実施しました。また、キャリア教育において、性別による役割分担意識が固定されないよう配慮しました。
- 人権週間に合わせ図書館本館及び分館での人権に関する図書資料の展示紹介、公民館での人権講座を実施し、啓発を行いました。

◇生涯を通じた健康支援

- あらゆる世代が性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)について関心を高め、正しい知識が得られるよう市のホームページ等で周知しました。
- 学校教育では、発達段階に応じた保健の授業を行い心身の発達や病気の予防について学習したり、道徳教育において生命を尊重する心や思いやりの心を育んだりする取組をしています。
- 子ども家庭総合支援拠点を設置し、妊娠期から子育て期まで継続した相談支援を行いました。
- 第二次健康わこう21計画・第三次和光市食育推進計画に基づき、生活習慣病予防や健診に係る事業等健康づくり施策を推進しました。
- 白子吹上コミュニティセンターのバリアフリートイレを整備し、性別に関わらず子育て世

代が利用しやすくなるよう配慮しました。

- 女性相談を実施し、専門の心理カウンセラーが市民(女性)の相談に対応しています。
- スポーツの現場においては、あらゆる世代が参加しやすい、市主催のスポーツイベントや、スポーツ推進委員による体力測定や市民ハイキングを行い、健康づくりに努めました。

【今後の課題】

さまざまな周知・啓発に取り組んだことで、男女平等の意識の高まりがうかがえますが、依然として法律や制度、社会通念・習慣等には性別による固定的な役割分担意識が根付いており、男性と女性で感じる役割分担意識にも大きな差が見られます。広報紙やパンフレット等、広報物を作成するうえで、男女共同参画の視点に立った表現をより一層浸透させ、意識啓発に努めます。また、意識調査結果によると、LGBTQ についての認知度が18歳以上の市民では65%程度となっていますが、小学生では5%程度、中学生では40%程度と未だ低くなっています。引き続き情報提供を行い、意識啓発に取り組んでいきます。

学校教育では、児童・生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施していますが、包括的性教育の視点を踏まえた指導の充実も必要となっています。性に関する指導は、命の大切さを知る教育であるため、包括的性教育の視点も踏まえ、引き続き子どもの発達段階に応じた指導を推進していきます。

基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶

【主な取組】

◇暴力の根絶に向けた意識の浸透

- ドメスティック・バイオレンス^{※6}（以下、「DV」という。）等防止のため、市ホームページ等での周知・啓発活動を行ってきました。
- 学校現場において、若年層に対する啓発として、デートDV^{※10}防止セミナーを開催し、交際相手からの暴力問題について考える機会を作りました。また、人権感覚育成プログラム、人権作文、人権標語を実施することにより、暴力問題について考えたり、差別や偏見のない社会を築く一員としての心情を養えるよう取り組んできました。各教科や特別な活動の時間において、児童生徒が安心・安全にインターネットを利用できるよう、適切な利用や危険性について学習しました。
- インターネットを使用した暴力を防ぐために、インターネットの適切な利用に関する情報提供や講座の案内があった場合には、関係部局等への周知・啓発活動を行い、また、青少年育成推進委員会において講座を開催しました。

◇相談窓口の充実と周知

- DVに係る相談支援事業として、生活困窮の背景にはDVに関する事象も含まれていることがあることから、DVに係る相談をきっかけに支援等を実施しました。
- 児童虐待被害者の支援において、児童を含む家庭への支援が重要であるため、関係各課と連携しながら相談対応を行いました。また、相談、健診等の事業において、DVや児童虐待の早期発見に努めています。
- 専門の心理カウンセラーが女性の抱える様々な相談に対応してきました。

◇DV被害者の安全確保と自立支援の充実

- 一時避難所への保護体制の構築として、DV被害者が緊急に避難するための一時避難所と連携を図り、必要に応じて、新たな居所設定の支援や医療、心理的支援を受けられる体制を整えました。また、自立支援プログラムの実施として、DV被害者が自立できるよう、生活困窮者自立促進支援事業において、自立支援相談、家計改善事業、住居確保給付金等により、被害者が経済的に自立できるようサポート体制の構築を行いました。このほか、関係機関と連携し、安全確保等の対応や、相談支援体制の充実を図りました。
- 子ども家庭総合支援拠点として、支援を要する児童及びその児童が属する世帯について個別支援を実施しました。DVの主訴等が確認された際には、関係課と連携を図っています。
- 身体的・精神的・経済的DVの被害の訴えがあった相談者について、生活保護の適用となる場合、新たな居所設定の支援、及び一時保護等を行いました。また、生活保護の適用中に被害が発見される場合、関係機関と連携して安全確保等の対応を図りま

した。

- 学童クラブの入所等の検討にあたり、各関係課と情報共有を図り、DV被害者など特別に配慮が必要な家庭や児童に対する対応にあたりました。また、就学にあたり、通学区の指定校に通うことがDV被害者の安全、自立を脅かす可能性がある場合、該当の保護者と面談のうえ、区域外就学について対応にあたりました。
- 市ホームページ等で、各種相談事業を周知し、こころの相談では、随時保健師による電話・面接等の相談を実施しています。

【今後の課題】

暴力の根絶に向けた意識を浸透させるために、若年層への啓発を引き続き実施し、アプローチの機会を確保することが重要です。

また、DVに関する周知啓発が進み、自身の受けている状況がDVであることが認識できたことにより、直近の本市におけるDV相談件数は、増加傾向にあります。さらなる相談窓口の周知に加えて、各種ハラスメントの防止についても情報提供を行います。

また、依然として被害を受けている方がいる中で、関係機関及び関係課所等と連携した、さらなる支援体制の強化と、自立支援の取組を進めます。

児童虐待については、子育て世代の孤立化等を背景に、虐待や養育に係る通報・相談は全国的に増加傾向にあり、本市においても多くの相談・通報が寄せられている現状があります。虐待等の当事者や虐待等に気づいた周囲の人が、相談・通報をためらうことがないよう、相談・通報の必要性及び相談窓口の周知を行います。

あわせて、支援・配慮が必要な児童及びその家族に対し、関係機関各署との連携により、必要な支援を継続して実施します。

【主な取組】

◇女性の就労・活躍の支援

- 就職支援セミナーの開催や和光市商工会と連携した女性経営者や起業家向けのイベント・講座等の開催により、女性の就労・活躍の支援を行いました。また、就労等に関する情報について、周知を図りました。
- 埼玉県認定制度である、「多様な働き方実践企業認定制度^{※1}」を市内企業に向けて周知し、職場環境の改善を促しました。

◇職場環境の整備促進

- 育児・介護休業法の改正について、市ホームページや和光市商工会会報を通じて、協力を依頼するなどして制度周知に取り組みました。
- 市職員に向けて、長時間労働の是正のため、「ノー残業デー」の周知を図るとともに、出産、育児休業等について、該当する職員に対し個別に説明を行い、安心して育児休業等を取得できる職場環境の構築を進めました。
- 市役所におけるハラスメント防止指針を策定しました。
- 指定管理者及び業務委託事業者等に対し、男女共同参画を阻害するハラスメント防止のため、啓発等を行いました。
- 学校教育では、教職員のハラスメント防止に向けて、人権についての研修や各校の倫理確立研修の中でハラスメント防止の啓発を行いました。
- 社会保険労務士による年金・保険・労働相談を実施しました。

◇政策・方針決定の場への女性の参画推進

- 市の指導的立場(主査級以上)の女性職員の割合について、育児休業中でも昇任試験を受験可能とするなどの取組により増加傾向にある。
- 総合評価方式競争入札において「多様な働き方実践企業」の認定を受けた事業主を加点評価しました。
- 市が設置する委員会及び審議会等委員選考・選出にあたっては、男女比率が50%となることを目標として、委員の推薦団体への協力依頼や男女が共に関心が持てるよう

な委員募集を行うなどの工夫を行っている。

- 自治会、地区社会福祉協議会、市民活動団体等における会議等において、女性も参加しやすい開催時間・場所、開催方法等に配慮し、女性の参画を促した。
- 若年層の政治的関心、投票意欲向上のため、投票権年齢到達者向けの啓発や二十歳を祝う会での啓発を行った。

【今後の課題】

市では、政策・方針決定過程への男女共同参画の取組として、審議会等における女性の割合を、令和12年度(2030年度)までに50.0%に引き上げることを目標としていますが、令和6年度現在、30.6%に留まっています。各課所等に対してより強い意識づけをすることや、性別に関わらず参加しやすい会議等となるよう、委員の募集方法などについて工夫する必要があります。

また、庁内における指導的立場(主査級以上)にいる女性職員の割合は上昇傾向にありますが、男女共同参画推進体制の強化のために、さらには市内事業所の模範として、人材の適切な育成及び活用を今後も継続していきます。

さらに、市役所を含む市内企業における男性の育児休業取得を推進するために、育児休業取得の必要性についての情報提供を積極的に行うとともに、労働施策総合推進法の改正に伴い、令和4年度から中小企業も職場におけるハラスメント防止対策が義務化され、男女共同参画を阻害するハラスメント防止のため、和光市商工会と連携をとり、さらに市内事業者に対し、制度の周知を行う必要があります。

基本目標4 男女共同参画によるまちづくりの推進

【主な取組】

◇男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

- 防災・災害復旧体制を確立する上で、男女それぞれのニーズに対応することを重視し、地域防災訓練や BOSAI フェア(市主催の防災イベント)を実施しました。また、「和光市 BOSAI まちづくり伝道師養成講座^{※12}」により、女性リーダーの育成に取り組みました。

◇地域における男女共同参画の推進

- 自治会、地区社会福祉協議会、市民活動団体等において、男女が共に参画するために会議等の開催時間・場所・開催方法に配慮しました。
- 出産後に職場に復帰する保護者への支援として、保育所入所予約制度による募集を一部保育園で行いました。
- 子育て支援施策の一環として、令和3年度から「わこうっこクラブ」の運営に指定管理者制度を導入し、長期休暇中の開設時間が「9時～12時」であった施設について、「9時～17時」に拡大しました。また、令和4年度から学校の長期休暇期間中に、公民館の空き部屋を活用し、小中学生向けの自習室開放事業を行い、子どもの居場所づくり、子育て環境の整備を実施しました。
- 子育て世代包括支援センターやわこう産前・産後ケアセンターにて、プレパママ教室を行いました。教室を土曜日に開催し父母で参加しやすくするとともに、教室の講義の中で、男性の家事・育児への参画意識を促す講義を行いました。また、子育て世代包括支援センターの任意事業において、父親向けの事業を行い、父親の子育て参加の推進を図りました。
- ひとり親家庭や離婚検討中の市民の相談に対して、母子・父子自立支援員が就労支援制度や学費援助制度を中心に、きめ細やかな案内や説明を行いました。
- 高齢者を対象とした就労的活動支援事業として、就労的活動支援コーディネーターが、趣味や経験、興味のある活動を通じた社会参加を応援する取組を行いました。

◇男女共同参画の推進体制の整備・強化

- 男女共同参画週間にパネル展を開催し、条例について展示し周知を図るとともに、市の横断的な組織として男女共同参画庁内連絡会議を設置し、全庁的に男女共同参画

の推進に努めています。

【今後の課題】

市民意識調査では、令和2年度の調査結果と比較すると、そもそも地域行事への参加意識が低下している中で、地域行事に男女共同して分担し参加する人の割合についても低下しています。地域活動の場においても性別による固定的な役割分担意識が依然として見られるため、多様な人材を活用した地域コミュニティの形成に向け、支援に注力していきます。

地域における男女共同参画については、防災・災害対応では、地域における共助が不可欠であるため、自主防災組織にも女性の参画を促し、女性リーダーの育成を継続していきます。また、安心して働きながら子育てができるよう、多様な保育ニーズにも対応した、保育所、学童クラブ、わこうっこクラブなどの子育て支援の充実を図る必要があります。

さらに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第2条に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）を対象として、相談支援体制の充実や就労支援や居住支援等を図ると共に、制度の啓発や理解促進を図る必要があります。

男女共同参画の推進は、全庁的に進めていくとともに、市民及び事業者等の関係機関との連携が不可欠です。今後も積極的に関係機関との連携を図り、総合的かつ計画的に計画を推進していきます。

第2章 基本的な考え方

1 計画の目的

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、和光市の男女共同参画施策の今後の方向性と内容を明らかにし、その施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

令和7年度(2025年度)は中間年にあたることから、実施中の施策の効果を図り、残りの期間(5か年)に効果的な施策を実施するため、改訂版を策定します。

2 基本理念

男女共同参画の実現を目指して

男女共同参画社会の実現を目指し、「和光市男女共同参画推進条例」の6つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進していきます。

(1)男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、その他の男女の人権が尊重されること。

(2)性別による固定的な役割分担意識等の解消と多様な生き方の選択

性別による固定的な役割分担意識等を解消し、男女が共にその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、自らの意思によって多様な生き方を選択することができること。

(3)政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者の活動における方針の立案及びそれらの決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

(4)家庭生活と社会生活における活動への男女共同参画

男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活活動及び社会生活における活動に対等に参画すること。

(5)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産などの女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

(6)国際的協調

男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会の取組と密接な関係を有していることを深く認識し、国際的協調の下に行われること。

3 計画の位置付け

- (1)この計画は、「和光市男女共同参画推進条例」に規定される「男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」であり、「和光市総合振興計画」や関連計画との整合性を図った計画です。
- (2)この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」としての位置付けを担っています。
- (3)この計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」としての位置付けを担っています。
- (4)この計画の一部は、平成28年(2016年)4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としての位置付けを担っています。

4 計画の期間

計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間です。なお、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の目標

この計画は、男女共同参画社会の実現を目指して、4つの基本目標を設定しています。

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

一人一人がお互いの人権を尊重し、性別にとらわれず多様な生き方を認め合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を目指します。

基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶

DVや児童虐待などあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力は人権を侵害する許されない行為であるという意識の浸透・定着に努めるとともに、相談機能の充実や、被害者支援体制の強化を図ります。

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

女性のチャレンジ支援や、男性中心型の労働慣行を見直し、職場環境の整備を進めることで、男女がともに様々な分野で対等に参画でき、それぞれが個性と能力を活かして活躍できる社会づくりを目指します。

基本目標4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

誰もが安心して生活できる環境の整備を図り、防災分野や庁内の体制を強化することで、地域における男女共同参画を推進していきます。

6 計画における重点項目

本計画に位置付けられた施策から、以下の4点について、重点的に取り組むべきものと定めた。

◇人権尊重意識の啓発・性別による固定的役割分担意識の解消

すべての人が性別にかかわらず、個人として尊重されることは、日本国憲法で保障された大切な権利であり、男女共同参画社会の実現には、必要不可欠です。一人一人が自分自身を大切にできる生き方ができるよう、意識啓発に重きを置き、取組を推進します。

◇若年層に対する啓発・教育

あらゆる暴力は人権侵害行為であり、決して許されるものではありません。DVの背景には、性別による固定的な役割分担意識や女性は社会性に乏しく理性的でない、などの固定観念が男女差別を生み、女性への暴力支配を正当化する男性優位の社会構造へ繋がることから、固定観念が定まらない若年層に対し、啓発や教育の取組を強化します。

◇審議会等への女性の登用促進

男女共同参画社会を実現するためには、性別にかかわらず、あらゆる場面に参画するために企業の役員等や審議会等委員への積極的な女性登用を推進する必要があります。そのため、審議会等委員の均等の促進について、取組を強化します。

◇男女共同参画行政の推進

男女共同参画社会の実現を目指すため、平成17年(2005年)に施行された和光市男女共同参画推進条例を積極的に周知し、条例に基づいた計画の実現に取り組めます。

7 計画の体系

男女共同参画の実現を目指して

基本目標1

人権の尊重と男女
共同参画を進める
意識づくり

方針1 人権尊重・男女平等意識の啓発

【施策】

- (1)人権尊重意識の啓発・性別による固定的役割分担意識の解消【重点】
- (2)多様な性・多様な生き方への理解の促進
- (3)男女平等教育の推進

方針2 生涯を通じた健康支援

【施策】

- (1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての意識啓発
- (2)妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化
- (3)ライフステージにおける健康支援
- (4)スポーツ分野における男女共同参画の推進

基本目標2

配偶者等からの
暴力の根絶

DV 防止基本計画

方針1 暴力の根絶に向けた意識の浸透

【施策】

- (1)DV、児童虐待防止のための意識啓発
- (2)若年層に対する啓発、教育【重点】

方針2 相談窓口の充実と周知

【施策】

- (1)DV被害者・児童虐待の早期発見と相談体制の充実
- (2)市職員・相談員の資質の向上

方針3 DV被害者の安全確保と自立支援の充実

【施策】

- (1)DV被害者の情報保護の意識啓発
- (2)DV被害者の安全確保のための支援
- (3)自立に向けた支援
- (4)心身の健康の回復に関する支援
- (5)支援体制の強化と関係機関との連携



基本目標3

あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

女性活躍推進計画

方針1 女性の就労・活躍の支援

【施策】

- (1) 女性の就労・起業支援
- (2) 農業等における男女共同参画の推進

方針2 職場環境の整備促進

【施策】

- (1) 労働者の職場環境の整備
- (2) 男性の育児・介護休業制度などの積極的な取得の推進
- (3) 男女共同参画を阻害するハラスメント防止の徹底
- (4) 労働相談体制の充実

方針3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

【施策】

- (1) ポジティブ・アクション(積極的に格差を是正する措置)の推進
- (2) 審議会等への女性の登用促進【重点】
- (3) 政治への参画意識の高揚

基本目標4

男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

方針1 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

【施策】

- (1) 防災分野における女性の参画拡大
- (2) 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

方針2 地域における男女共同参画の推進

【施策】

- (1) 地域・社会活動への参画促進
- (2) 地域における様々な子育て支援サービスの充実
- (3) ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり
- (4) 高齢者・要介護者・障害者・困難な問題を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
- (5) 多言語に対応した生活環境の整備

方針3 男女共同参画の推進体制の整備・強化

【施策】

- (1) 男女共同参画行政の推進【重点】
- (2) 庁内における男女共同参画推進体制の強化

8 計画の推進

本計画は、次の3つの機関と連携しながら推進していきます。

- (1)和光市男女共同参画推進審議会(知識経験者、関係団体代表者、事業者、公募市民で構成)
男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議し、計画の推進を図ります。
- (2)和光市男女共同参画庁内連絡会議(関係課所等の課長補佐級の職員で構成)
各関係課との調整や男女共同参画に関する必要な調査及び検討を行います。また、職員の男女共同参画意識の醸成に努めます。
- (3)男女共同参画わこうプラン推進委員(公募市民で構成)
和光市男女共同参画情報紙「おるご～る」の企画・編集等を通じて、計画の推進を図ります。

9 計画の進行管理

毎年度、施策の達成状況について所管課等による自己評価を行い、計画の推進状況を把握します。さらに、年次報告書を作成の上、和光市男女共同参画推進審議会、和光市男女共同参画庁内連絡会議に報告し、その評価を受けながら取組を進めます。

10 SDGsとの関係

あらゆる分野において、男女共同参画・女性活躍の視点を施策に反映し、取組を進めていくことが、SDGs(持続可能な開発目標)の達成につながります。

本計画においても、男女共同参画の施策を展開し、計画の着実な推進を図ることで、SDGsの達成に貢献します。



第3章 計画の内容

基本目標1

人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と、男女共同参画社会基本法で定められています。男女共同参画社会の実現に向けて、人権尊重意識や男女平等意識の啓発・理解促進を図り、誰もが尊重され、個性や能力を十分に発揮し、健康に暮らせる環境づくりを進めます。

■方針1 人権尊重・男女平等意識の啓発

人権尊重意識や男女平等意識の周知・啓発、学校教育における理解促進に努めます。また、性的マイノリティ^{※13}への理解促進や、当事者が直面している困難の解消に向けた支援体制を充実させます。

指標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
1	『社会通念・習慣など』で男女の地位は平等である」とする市民の割合	21.6%	30.0%
2	性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合	中学生83.2% 小学生64.2%	中学生95.0% 小学生80.0%

施策1 人権尊重意識の啓発・性別による固定的役割分担意識の解消【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	研修会・講演会等の開催	人権に関する研修会・講演会等を開催し、市民の理解を深め、差別は不当なものという人権尊重意識を持てる人づくりに努めます。	企画人権課 生涯学習課
2	広報紙やホームページ等による啓発	広報紙やホームページ等を活用し、人権尊重意識の啓発、性別による固定的な役割分担意識、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)を生じさせない啓発、表現ガイドを用いて男女平等の視点での表記の徹底を図ります。	企画人権課 秘書広報課 生涯学習課
3	男女共同参画情報紙「おるご〜る」の発行による啓発	男女共同参画について理解を深めるため、継続的に情報紙を発行し、より多くの市民に周知します。	企画人権課
4	市職員・教職員に対する啓発	人権問題及び性別による固定的な役割分担意識解消の重要性について理解を深めるため、市職員・教職員を対象とした研修等を行います。また、無意識のうちにジェンダーにとらわれた指導等が行われないよう、研修等を通じて、教職員の意識向上を図ります。	企画人権課 職員課 学校教育課

施策2 多様な性・多様な生き方への理解の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
5	申請書・証明書等の公文書における性別記載欄の見直し	市で取り扱う申請書や証明書など各種書類にある公文書のうち、法律・政令等で定められているものを除き、不必要な性別記載欄を設けないこととします。性別記載欄が必要な場合は、性別記載方法に配慮します。	企画人権課
6	研修会等の開催、広報紙やホームページ等による啓発	性的マイノリティについて理解を深めるため、研修会の開催や、広報紙・ホームページ等を活用し、啓発を行います。必要に応じて職員対応マニュアルを作成し、周知を行います。	企画人権課
7	啓発・相談体制の充実	女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合、調査救済活動を進め、相談体制を充実させます。	企画人権課 学校教育課
8	パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の運用と周知	性別にとらわれず、一人一人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指して、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の周知を行います。また、市民全体の理解促進を図るため、広報活動に努めます。	企画人権課
9	性別にとらわれず、多様な価値観に対応するための性の多様性についての教育及び環境整備	様々な教科を通して、生物学的な性だけでなく、ジェンダー・アイデンティティやジェンダー表現、性的指向や性自認と身体の性の不一致など、性の多様性に関する正しい知識を発達段階に応じて取り扱います。 市内中学校の制服については、上衣はブレザーとし、従来の男性体型、女性体型どちらでも選択が可能とします。下衣は、性別に関係なく、スラックスまたはスカートを選択できるようにし、引き続き多様な価値観に対応できるようにします。	学校教育課

施策3 男女平等教育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
10	学校教育全体を通じた指導の充実	児童生徒の発達段階に応じ、学校教育全体を通じた指導の充実を図るとともに、日常の学校の教育活動やキャリア教育・進路指導などの様々な場面での性別に基づく固定的な考え方や役割分担等の見直しを図ります。	学校教育課
11	家庭や地域社会等の理解と協力	学校教育の目標や育むべき資質・能力を家庭や地域社会と共有したり、地域の教育資源を活用し、連携して育む「社会に開かれた教育課程」を推進するとともに、生涯学習講座や地域学校協働活動など、社会教育や生涯学習と連携し、男女共同参画を進める意識づくりに努めます。	学校教育課 生涯学習課

■方針2 生涯を通じた健康支援

望まない妊娠に関する相談の増加が社会問題となっていますが、あらゆる世代が、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※¹⁰)について関心を高め、正しい知識が得られるよう、情報提供の充実に努めます。

また、女性に対して、妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化、ライフステージに応じた健康支援、スポーツ分野における男女共同参画を推進します。

指標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
3	「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)」を知っている割合	6.0%	20.0%

施策1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての意識啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
12	情報提供体制の充実	あらゆる世代が、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)について関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供を行います。	企画人権課 ネウボラ課
13	児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の推進	児童生徒の発達段階を踏まえ、学校教育全体を通じて、心身の発育・発達や病気の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や相手を思いやることなどを重視した指導の充実を図ります。	学校教育課

施策2 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化

No.	事業名	事業内容	担当課
14	妊婦健診、乳幼児健診、こどもは赤ちゃん訪問などの保健福祉の充実	妊婦健診、乳幼児健診、こどもは赤ちゃん訪問の内容や未受診者対応等の充実に努め、必要な人は支援事業へつなぐことで、安心安全な子育てができるよう支援します。	ネウボラ課
15	利用者支援事業(子育て世代包括支援センター)の相談支援の充実	子育て世代包括支援センターは総合子ども家庭センターと連携し、妊娠期から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービス調整等を行います。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
16	喫煙・受動喫煙、飲酒についての正確な情報の提供	喫煙・飲酒について、健康被害に関する正確な情報の提供を行い、喫煙・飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努めます。	健康支援課
17	男性の子育て参画のための環境整備	産後うつなどのリスクを踏まえ、男性の育児参画を促すために、公園、公共性の高い建築物において、バリアフリートイレ等の整備を推進します。	資産戦略課 公園みどり課

施策 3 ライフステージにおける健康支援

No.	事業名	事業内容	担当課
18	相談体制の充実	女性の健康をめぐる様々な問題について、心の悩みも含めた女性相談の充実に努めます。	市民活動推進課
19	HIV／エイズ等性感染症に関する普及・啓発	HIV／エイズや性感染症の蔓延防止及び感染者への差別・偏見の解消を図るため、正しい知識の普及・啓発を行います。	健康支援課 学校教育課
20	更年期の健康支援	性ホルモンの低下や社会的要因の影響により、更年期以降に発生する女性特有の疾患に対応した子宮頸がん・乳がん検診や骨粗しょう症検診を実施し、受診率の向上及び特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図ります。	健康支援課

施策 4 スポーツ分野における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
21	情報提供体制の充実	スポーツ分野における男女共同参画の観点から、スポーツ団体を対象にアスリートに対する各種ハラメント等の意識啓発を図ります。	スポーツ青少年課
22	運動・スポーツ習慣の推進	生涯にわたる健康づくりのため、運動習慣の定着や身体活動量※の増加に向けた情報と機会を提供します。	健康支援課 スポーツ青少年課

※身体活動…安静にしている状態より多くのエネルギーを消費するすべての動作のこと。「健康づくりのための身体活動基準 2013」において定義。

基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶

配偶者や恋人等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。)は、犯罪となる重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現する上で解決すべき重要な課題です。あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を許さない意識の醸成や、幅広い年齢層に向けた周知や教育を進めます。また、DV被害者の相談体制や安全に配慮した保護体制の強化、自立支援の充実を図ります。

■方針1 暴力の根絶に向けた意識の浸透

さまざまな媒体を活用した広報・啓発活動、若年層に向けた教育・啓発を進め、暴力の防止に向け、意識の醸成を図ります。

指標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
4	配偶者や恋人間におけるDVに対する認識の割合	身体的 87.6% 精神的 69.9% 経済的 71.1% 性的 83.7%	身体的 92.0% 精神的 72.0% 経済的 73.0% 性的 86.0%

施策1 DV、児童虐待防止のための意識啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
23	広報紙やホームページ等の活用	DV根絶、児童虐待防止に向けて、絶対に許さないという意識啓発を、市民に対して図ります。	企画人権課

施策2 若年層に対する啓発、教育【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課
24	学校における人権教育の推進	加害者にも被害者にもならないために、人と人とのより良い関係(対等、性別による固定的役割を持たないなど)を学ぶなど、人権、男女平等を学習する機会を充実させます。	学校教育課
25	デートDV防止セミナーの開催	男女の対等なパートナーシップを理解し、暴力を伴わない人間関係を構築するよう、交際相手からの暴力の問題について考える機会の拡充、教育・学習の充実を図ります。	企画人権課 学校教育課
26	インターネットの適切な利用や危険性に関する教育・啓発	インターネット上の性的な暴力及びストーカーの被害者にも加害者にもならないために、インターネットの安全・安心な利用やインターネットの危険性に関する教育・広報啓発の充実を図ります。	学校教育課 スポーツ青少年課

■方針2 相談窓口の充実と周知

DV被害の早期発見と未然防止に向け、関係機関との連携を図り、相談窓口を周知するとともに、二次被害防止のために研修に参加し、職員等の資質向上に取り組みます。

指標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
5	暴力被害に対し、相談できなかった人の割合	10.3%	9.0%

施策1 DV被害者・児童虐待等の予防及び早期発見と相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
27	DV・児童虐待の予防及びDV・児童虐待被害者の早期発見	相談、健診等の事業において、情報収集し、DV・児童虐待の予防及びDV・児童虐待被害者の早期発見に努めます。また、DVについては地域住民、民間企業等、児童虐待については児童相談所、学校、警察等の関係機関との連携を図るネットワークの活用により、迅速な対応に努めます。	地域共生推進課 子ども家庭支援課 ネウボラ課 学校教育課 市民活動推進課
28	学校における児童生徒に対する性暴力等の未然防止	教職員等による児童生徒への性暴力等の被害を防ぐため、職員を採用する際に犯罪経歴の確認を行うことを徹底します。	学校教育課
29	相談窓口の周知と充実	DV・児童虐待被害者が孤立して悩むことがないよう相談窓口の周知を図ります。	地域共生推進課 子ども家庭支援課 ネウボラ課 学校教育課 市民活動推進課 企画人権課

施策2 市職員・相談員の資質の向上

No.	事業名	事業内容	担当課
30	DVに関する研修への参加	市職員や相談員がDV相談に適切に対応するために、DVに関する研修への参加及び情報共有を図ります。	地域共生推進課

■方針3 DV被害者の安全確保と自立支援の充実

庁内及び関係機関との連携を強化し、DV被害者とその子どもの安全確保と自立、心身の健康の回復に関する支援に取り組みます。

施策1 DV被害者の情報保護の意識啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
31	DV被害者の情報保護の意識啓発	DV被害者の情報保護が適正に行われるよう、庁内職員一人ひとりの意識の啓発に努めます。	地域共生推進課

施策2 DV被害者の安全確保のための支援

No.	事業名	事業内容	担当課
32	緊急時における一時保護の支援	一時保護が実施されるまでの安全を確保するため、同行・助言などの支援を行うとともに、保護施設と連携し、必要な情報を共有します。	地域共生推進課 生活支援課

施策3 自立に向けた支援

No.	事業名	事業内容	担当課
33	生活支援に関する情報提供及び支援の実施	DV被害者の自立に向け、関係部署が連携を図り、生活支援に関する(経済的支援、住宅確保、就労支援等)情報提供及び支援を実施します。	地域共生推進課 生活支援課
34	保育・就学等の支援	保育所等・幼稚園・学校・学童クラブ等と連携し、転入園・転入学等の手続きの支援を行います。	保育サポート課 保育施設課 学校教育課

施策4 心身の健康の回復に関する支援

No.	事業名	事業内容	担当課
35	相談窓口の周知と充実	DV被害者及びその子どもの心身の健康の回復のため、相談窓口の周知を図るとともに、精神保健相談などの各種相談事業の充実を図ります。	地域共生推進課 子ども家庭支援課 健康支援課 市民活動推進課

施策5 支援体制の強化と関係機関との連携

No.	事業名	事業内容	担当課
36	庁内連携の強化	DV相談及び支援に係る部署と連携を図ります。 また、被害者の意向に応じて関係機関や転出入に係る他市区町村と連携を図ります。	地域共生推進課 子ども家庭支援課

基本目標3

あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

性別にかかわらず、あらゆる場面で、誰もが自分の能力を十分に発揮できる環境づくりは、社会全体で取り組むべき重要な課題です。男性中心型労働慣行*を解消し、男女ともに働きやすい環境の整備に取り組むとともに、地域や政治などあらゆる場面で、男女が対等に参画できるよう、女性登用を積極的に推進します。

*男性中心型労働慣行：年功序列、正社員、転勤、長時間労働などの働き方を前提とする労働慣行。

■方針1 女性の就労・活躍の支援

起業や再就職等、女性のチャレンジを支援し、また、農業など就労の場において、女性が働きやすい環境づくりを推進するため、情報提供、啓発をします。

指標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
6	多様な働き方実践企業認定数	36件	70件

施策1 女性の就労・起業支援

No.	事業名	事業内容	担当課
37	研修会等の開催や情報提供	女性の就労をサポートするため、再就職支援のためのセミナー等の開催及び情報提供を図ります。	企画人権課
38	情報提供体制の充実	就職や起業、地域活動等にチャレンジしようと考えている女性を支援するため、情報提供体制の充実を図ります。	産業支援課
39	職場環境改善の推進	埼玉県の認定制度である、「多様な働き方実践企業認定制度 ^{※11} 」を周知し、職場環境の改善を促し、認定企業を増やすことで女性の就労支援を図ります。	企画人権課

施策2 農業等における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
40	農業等における男女共同参画経営に関する啓発	女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が適正に評価されるよう啓発に努めるとともに、男女共同参画推進のため、家族経営協定 ^{※14} の周知など定期的に情報提供を行います。また、女性の活躍推進に取り組む優良経営体の情報を提供します。	産業支援課

■方針2 職場環境の整備促進

男女ともに仕事と家庭生活を両立できるよう、働き方改革や、男性の育児・介護休業の取得等を推進し、職場における環境整備に取り組みます。また、職場における各種ハラスメントの防止や、労働問題の解決のために、研修や相談体制の充実を図ります。

指標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
7	市男性職員における育児休業取得率の割合	50.0%	100.0%

施策1 労働者の職場環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
41	労働関連法令の周知	ワーク・ライフ・バランスの実現のため、「労働施策総合推進法」や「女性活躍推進法」、「労働基準法」等の労働関連法令の周知を図ります。	企画人権課 産業支援課
42	長時間労働の是正と多様な働き方改革の推進	労働者が男女ともに職業生活と家庭生活、地域活動に参加できるよう、職場の働き方改革(長時間労働の是正等)を推進し、働きやすい環境を整備します。また、事業所に対してテレワークに対応できるようスキルアップ講座の情報提供などを行います。	職員課 産業支援課

施策2 男性の育児・介護休業制度などの積極的な取得の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
43	「男女雇用機会均等法」 「育児・介護休業法」等の周知及び推進	男女ともに子育て・介護をしながら働き続けることができるよう、多様な休暇制度の周知や職場環境の改善に取り組みます。	職員課 産業支援課

施策3 男女共同参画を阻害するハラスメント防止の徹底

No.	事業名	事業内容	担当課
44	情報提供体制及び研修の充実	「労働施策総合推進法」により、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等の男女共同参画を阻害するハラスメント防止のため、市内事業者や指定管理者等に対して啓発を行います。また、市職員に対して、研修強化を徹底します。	職員課 産業支援課 障害福祉課 長寿あんしん課 保育施設課 学校教育課

施策4 労働相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
45	相談体制の充実	職場における差別や各種ハラスメント等の労働問題の解決のため、各種相談体制の充実及び外部相談窓口の適切な運用を図ります。	職員課 産業支援課

			市民活動推進課
--	--	--	---------

■方針3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

性別にかかわらず、あらゆる場面に参画するために、企業の役員等や審議会等委員への積極的な女性登用を推進するとともに、人材育成に向けた研修等の実施や、将来を担う若年層への啓発にも取り組みます。

指標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
8	市の審議会等における女性比率	30.6%	50.0%

施策1 ポジティブ・アクション(積極的に格差を是正する措置)^{※15}の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
46	方針決定の場への女性の参画促進	役員等への女性登用を進めるため、ポジティブ・アクション(積極的に格差を是正する措置)に関する情報を幅広く提供します。	企画人権課
47	市の女性職員の管理職への登用	市政運営において男女共同参画を推進するため、市の女性職員の管理職への登用を促進します。また、研修等を充実させ、人材育成を推進します。	職員課
48	企業における女性の参画拡大	女性活躍の裾野を広げるため、一般事業主行動計画の策定に向けて、新たに義務付けられる企業等が行うポジティブ・アクション等の取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対して周知し、円滑な施行を図ります。	産業支援課
49	職場環境改善の推進	市が行う総合評価方式の競争入札において、女性活躍推進法に基づく認定を受けた事業主を対象に加点評価することにより、事業所等における男女共同参画を推進します。	財政課
50	地域における女性の参画拡大	自治会、地域に根差した組織・団体における政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大を図ります。	市民活動推進課

施策2 審議会等への女性の登用促進【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課
51	審議会等委員の男女均等の促進	審議会等委員に女性を積極的に登用するための取組を推進し、女性比率の現状を改善して、女性委員のいない審議会等を解消します。	企画人権課

施策3 政治への参画意識の高揚

No.	事業名	事業内容	担当課
52	若者に対する啓発	18歳選挙権に合わせた啓発事業や将来の有権者に向けた若年層への選挙啓発を行い、関心を高める取組を行います。	選挙管理委員会事務局
53	市議会における取組の推進	女性や幅広い層が議員として参画し、活躍しやすい環境整備を行います。	議事課

基本目標4

男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を進めます。さらに、さまざまな生活上の困難を抱えた方が安心して暮らせる環境を整備します。また、男女共同参画社会の実現に向け、市内における連携強化を図るとともに、男女共同参画に関する情報の積極的な周知に努めます。

■方針1 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

防災会議や避難所運営等への女性の参画を促進します。また、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に女性の視点を取り入れ、防災対策における男女共同参画の周知・啓発を進めます。

指標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
9	和光市BOSAIまちづくり伝道師認定者数	72人	100人

施策1 防災分野における女性の参画拡大

No.	事業名	事業内容	担当課
54	防災対策における女性の参画拡大の促進	男女双方の意見を幅広く取り入れるため、防災会議等における女性委員の参画拡大を図ります。	危機管理室
55	自主防災組織等における女性の参画の促進	自主防災組織や避難所運営等における女性の参画を促進し、多様な世代・立場の女性の意見が適正に反映される機会や仕組み作りに努めるとともに、女性リーダーの育成を図ります。	危機管理室

施策2 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
56	女性の視点を取り入れた防災対策の推進	市が作成する地域防災計画や避難所運営マニュアル等に男女共同参画の視点を取り入れて作成し、市民や自治会等へ周知・啓発を図ります。	危機管理室

■方針2 地域における男女共同参画の推進

男女ともに地域活動への参画を促進するとともに、仕事との両立が図れるよう、地域での子育て支援の充実に努めます。また、ひとり親家庭や高齢者、外国人等あらゆる人が安心して地域で暮らせる環境を整備します。

指標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
10	家庭生活において、地域行事を「共同して分担」している市民の割合	21.5%	50.0%

施策1 地域・社会活動への参画促進

No.	事業名	事業内容	担当課
57	地域における活動の支援	自治会、地区社会福祉協議会、市民活動団体等において、男女が共に参画するために、女性が関わりやすい制度や組織作りに取り組み、地域・社会活動の支援を行います。	市民活動推進課 地域共生推進課

施策2 地域における様々な子育て支援サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
58	子育て支援に関する情報提供の充実	子育てガイドブックや市のホームページ等の他、母子保健事業や子ども・子育て支援事業等の機会を活用し、子育て支援に関する様々な情報提供を行います。	ネウボラ課
59	保育・子育て支援サービスの充実	安心して働きながら子育てができるよう多様な保育ニーズに対応した保育等の子育て支援サービスの充実を図ります。	保育サポート課 保育施設課 ネウボラ課 生涯学習課
60	父親の子育て参加の推進	男性の子育て参加を促進し、男女平等の子育て環境を作るために、妊娠、出産、育児について父母が共に参加できる機会を提供します。	ネウボラ課

施策3 ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
61	情報提供体制の充実	市のホームページや広報等でひとり親家庭支援制度の周知を図るとともに、ひとり親や離婚検討中の市民に対し、就労や生活、経済的な支援等の制度について周知を図ります。	ネウボラ課 保育サポート課
62	相談体制の充実	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに応じて、必要なサービスにつなげるとともに継続的に相談支援を行います。	ネウボラ課
63	学習支援や進路選択に関する支援の充実	家庭の経済状況等によって、子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないよう、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。	学校教育課 地域共生推進課

施策4 高齢者・要介護者・障害者・困難な問題を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
64	相談・情報提供・支援サービス体制の充実	生活全般に関わる様々な問題についての相談や、保険・医療・介護・福祉サービスの利用援助、情報提供等を行う総合的な相談・情報提供体制を整備し、高齢者や障害者等の地域での生活を援助します。	長寿あんしん課 障害福祉課 地域共生推進課

施策5 多言語に対応した生活環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
65	外国語による情報提供等の行政サービスの充実	外国人が安心して暮らせる環境の整備として、日常生活において必要な情報を、やさしい日本語や外国語で表記し、誰もが行政サービスを受けられる体制づくりを整備します。	企画人権課

■方針3 男女共同参画の推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の実現において、行政の果たす役割は大きいことから、庁内における連携体制の強化に努めるとともに、和光市男女共同参画推進条例等の周知等を行い、率先して男女共同参画を推進します。

指標

No.	項目名	現状値 (令和6年度)	数値目標 (令和12年度)
11	和光市男女共同参画推進条例を「知っている」人の割合	31.5%	70.0%

施策1 男女共同参画行政の推進【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課
66	和光市男女共同参画推進条例についての周知	パネル展の開催等において、和光市男女共同参画推進条例の周知に努めます。また権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等について、周知を行います。	企画人権課

施策2 庁内における男女共同参画推進体制の強化

No.	事業名	事業内容	担当課
67	庁内連絡会議を通じた相互の連絡調整及び総合的な施策の推進	男女共同参画庁内連絡会議を通じて、各課所等との連携を図り、全庁的に男女共同参画推進体制を強化します。	企画人権課



資料編

1 日本国憲法(抜粋)

日 本 国 憲 法

昭和21年11月3日 公布

昭和22年5月3日 施行

(日本国憲法より一部抜粋)

〔基本的人権の享有〕

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔法の下での平等〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2、3項略

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

2 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正：令和7年6月27日法律第80号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、

子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を

図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識

見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、

同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日 法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（令和七年六月二七日法律第八〇号）

（施行期日）

- 1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行の日＝令和八年四月一日）

（政令への委任）

- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年法律第31号

最終改正：令和5年法律第53号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。

また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」

とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情

にある者を含み「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなけれ

ばならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議

会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援セ

ンター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ)。又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という)は、生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な

保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八

十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする事。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二

条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年

被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。))の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定によ

る命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一年法律第

五十三号)第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出席しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付す

べき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若し

くは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも

命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあつては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあつては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除
(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三

条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百三十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百一十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面

第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書

第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第三項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保

護(市町村、社会福祉法人その他相当と認めらる者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用。

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	第二十八條の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又	特定関係者又は

	は配偶者であった者	特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、

第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の

地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則〔令和四年五月二五法律第五二号〕抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定

の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(施行の日=令和六年三月一日)

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第

二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七條の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五法律五三)抄

(接近禁止命令等の申立て等に関する経過措置)

第百九十八条 第二号施行日から施行日の前日までの間における改正後配偶者暴力防止法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「第五十三条第一項又は第五十九条第三項」とあるのは「第五十三条第一項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三百八十七条 この法律(附則第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びにこの法律の規定

によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規

定並びに第三百八十七条の規定 公布の
日から起算して二年六月を超えない範囲
内において政令で定める日
(令和七年政令第二六二号で令和七年一〇月一
日から施行)

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正：令和7年6月11日法律第63号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育

児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の

職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における

活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項

の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の

認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、

第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又

は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活

における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業におけ

る女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例

認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以

下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この

法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八條第一項、第六十条の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八條第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日か

ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号)
抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四

十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二

十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月一日法律第六三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定(「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。)、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項(見出しを含む。)の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。)並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の四の改正規定(「昭和四十一年法律第三百三十二号」)の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。) 令和八年四月一日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条の二 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について

検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 和光市男女共同参画推進条例

和光市男女共同参画推進条例

平成16年12月21日公布

和光市条例第28号

個人の尊重と法の下での平等を保障する日本国憲法の下、男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を支柱とする国際的な取組とともに着実に進められてきた。

これら様々な取組の基に制定された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け、国際的な取組と連動した地域社会における取組を進めるよう強く求めている。

しかしながら、性別による固定的な役割分担とこれを反映した慣行は社会のあらゆる分野に依然として残り、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の人権を侵害する行為が顕在化するなど、男女共同参画社会の実現を妨げる要因は数多く存在している。

和光市は、都心に近く、交通の利便性が高い市であり、若い世代も多く、子育て支援への取組が積極的に進められてきた背景があるが、一方で、出産及び子育て期に女性が就労の場から離れざるを得ないという女性労働力率の著しい低下や一部地域の高齢化、転出入が激しいゆえにコミュニティが育ちにくいという面も有しており、男女共同参画社会を実現するために、より一層の努力が必要である。

よって、和光市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、和光市の男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに和光市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現し、もって、豊かで活力あふれる和光市の実現に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、和光市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する市の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う法人若しくは団体又は個人をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、配偶者であった者、パートナーその他の親密な関係にある者が相手方に振るう暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことをいう。
- (6) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するた

め、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることがないことその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識等を解消し、男女が共にその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、自らの意思によって多様な生き方を選択することができること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者の活動における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画すること。
- (5) 男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会の取組と密接な関係を有していることを深く認識し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画を推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、市民、事業者、国、県及び他の地方

公共団体と連携し、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念を尊重し、男女共同参画に対する理解を深め、自らその推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念を尊重し、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画を推進する労働環境の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる場において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 直接的又は間接的な性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス
(公衆に表示する情報に対する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び前条各号に規定する行為を助長し、又は連想させる表現その他過度な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、和光市男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、前項に規定するもののほか市民及び事業者の意見を反映させるために適切な措置を講じなければならない。
- 4 前2項の規定は、行動計画を変更する場

合について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

2 事業者は、前項の報告書の作成に当たり市長が行う調査に対して協力するよう努めなければならない。

(積極的改善措置)

第11条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいう。)における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の委員数の均衡を図るよう努めるものとする。

(情報提供及び普及啓発)

第12条 市は、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるための情報を積極的に提供するとともに、男女共同参画に関する意識の普及啓発に努めなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者に対し、メディアからの情報を主体的に解釈し、自らの意思で情報を発信する能力を養うために必要な情報を提供し、その意識の普及啓発に必要な措置を講ずるものとする。

(基本理念を尊重した教育等)

第13条 市は、学校教育において、基本理念を尊重した教育を行うものとする。

2 市は、生涯にわたる教育において、基本理念を尊重した学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活及び社会活動の両立への支援)

第14条 市は、男女が共に家庭生活及び職場、地域等における社会活動を両立することができるように子の養育、家族の介護等において必要な支援を行わなければならない。

い。

(公共施設の整備等)

第15条 市は、男女共同参画の視点に配慮した公共施設の環境の整備に努めるとともに、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点として活動できる施設の整備に努めるものとする。

第3章 苦情の処理等

(苦情処理相談の窓口の設置)

第16条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(以下「苦情」という。)を受け、これを適切かつ迅速に処理し、又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権侵害についての相談(以下「相談」という。)を受け、これに適切かつ迅速に対応するための窓口を置く。

2 市長は、苦情又は相談を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該関係機関又は関係者に対し、資料の提出及び説明を求めるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該関係機関又は関係者に対し、指導、助言又は是正の勧告を行うものとする。

3 市長は、苦情及び相談の状況について、その結果を取りまとめ、和光市男女共同参画推進審議会に報告するものとする。

(男女共同参画苦情等処理委員の設置)

第17条 市長は、苦情又は相談を適切かつ迅速に処理するため、和光市男女共同参画苦情等処理委員(以下「苦情等処理委員」という。)を置くことができる。

2 苦情等処理委員は、男女共同参画に関して学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 苦情等処理委員は、苦情又は相談を処理するに当たり、必要に応じ、市長に対し意見を述べることができる。

4 苦情等処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第4章 和光市男女共同参画推進審議会

(設置)

第18条 市長の諮問に応じ、行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、和光市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査及び研究を行い、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第19条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 事業者
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(和光市男女共同参画協議会条例の廃止)

2 和光市男女共同参画協議会条例(平成2年条例第18号)は、廃止する。

(和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年条例第30号)の一部を次のように改正する。別表中「男女共同参画協議会」を「男女共同参画推進審議会」に改める。

個人の尊重と法の下での平等を保障する日本国憲法の下、男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を支柱とする国際的な取組とともに着実に進められてきた。

これら様々な取組の基に制定された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け、国際的な取組と連動した地域社会における取組を進めるよう強く求めている。

しかしながら、性別による固定的な役割分担とこれを反映した慣行は社会のあらゆる分野に依然として残り、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の人権を侵害する行為が顕在化するなど、男女共同参画社会の実現を妨げる要因は数多く存在している。

和光市は、都心に近く、交通の利便性が高い市であり、若い世代も多く、子育て支援への取組が積極的に進められてきた背景があるが、一方で、出産及び子育て期に女性が就労の場から離れざるを得ないという女性労働力率の著しい低下や一部地域の高齢化、転出入が激しいゆえにコミュニティが育ちにくいという面も有しており、男女共同参画社会を実現するために、より一層の努力が必要である。

よって、和光市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、和光市の男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに和光市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現し、もって、豊かで活力あふれる和光市の実現に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、和光市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する市の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う法人若しくは団体又は個人をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、配偶者であった者、パートナーその他の親密な関係にある者が相手方に振るう暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことをいう。
- (6) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることがないことその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識等を解消し、男女が共にその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、自らの意思によって多様な生き方を選択することができること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、

市の政策又は事業者の活動における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画すること。

(5) 男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

(6) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会の取組と密接な関係を有していることを深く認識し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、市民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携し、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念を尊重し、男女共同参画に対する理解を深め、自らその推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念を尊重し、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画を推進する労働環境の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる場において、次に掲げ

る行為を行ってはならない。

(1) 直接的又は間接的な性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス
(公衆に表示する情報に対する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び前条各号に規定する行為を助長し、又は連想させる表現その他過度な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、和光市男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、前項に規定するもののほか市民及び事業者の意見を反映させるために適切な措置を講じなければならない。

4 前2項の規定は、行動計画を変更する場合について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

2 事業者は、前項の報告書の作成に当たり市長が行う調査に対して協力するよう努めなければならない。

(積極的改善措置)

第11条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいう。)における委員を委嘱し、又は任命する

場合によっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の委員数の均衡を図るよう努めるものとする。

(情報提供及び普及啓発)

第12条 市は、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるための情報を積極的に提供するとともに、男女共同参画に関する意識の普及啓発に努めなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者に対し、メディアからの情報を主体的に解釈し、自らの意思で情報を発信する能力を養うために必要な情報を提供し、その意識の普及啓発に必要な措置を講ずるものとする。

(基本理念を尊重した教育等)

第13条 市は、学校教育において、基本理念を尊重した教育を行うものとする。

2 市は、生涯にわたる教育において、基本理念を尊重した学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活及び社会活動の両立への支援)

第14条 市は、男女が共に家庭生活及び職場、地域等における社会活動を両立することができるように子の養育、家族の介護等において必要な支援を行わなければならない。

(公共施設の整備等)

第15条 市は、男女共同参画の視点に配慮した公共施設の環境の整備に努めるとともに、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点として活動できる施設の整備に努めるものとする。

第3章 苦情の処理等

(苦情処理相談の窓口の設置)

第16条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(以下「苦情」という。)を受け、これを適切かつ迅速に処理し、又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権侵害についての相

談(以下「相談」という。)を受け、これに適切かつ迅速に対応するための窓口を置く。

2 市長は、苦情又は相談を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該関係機関又は関係者に対し、資料の提出及び説明を求めるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該関係機関又は関係者に対し、指導、助言又は是正の勧告を行うものとする。

3 市長は、苦情及び相談の状況について、その結果を取りまとめ、和光市男女共同参画推進審議会に報告するものとする。

(男女共同参画苦情等処理委員の設置)

第17条 市長は、苦情又は相談を適切かつ迅速に処理するため、和光市男女共同参画苦情等処理委員(以下「苦情等処理委員」という。)を置くことができる。

2 苦情等処理委員は、男女共同参画に関して学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 苦情等処理委員は、苦情又は相談を処理するに当たり、必要に応じ、市長に対し意見を述べることができる。

4 苦情等処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第4章 和光市男女共同参画推進審議会

(設置)

第18条 市長の諮問に応じ、行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、和光市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査及び研究を行い、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第19条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 事業者

(4) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(和光市男女共同参画協議会条例の廃止)

2 和光市男女共同参画協議会条例(平成2年条例第18号)は、廃止する。

(和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年条例第30号)の一部を次のように改正する。別表中「男女共同参画協議会」を「男女共同参画推進審議会」に改める。

6 用語解説

本計画に掲載されている用語について説明を掲載しています。また、その用語が初めて計画書に出てきたページを記載しています。

No.	用語	ページ	内容
1	性別による固定的な役割分担意識	9	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
2	ジェンダー	9	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。
3	エンパワーメント	9	力(パワー)をつけること。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味する。
4	ワーク・ライフ・バランス	10	男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動において、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態のこと。
5	ジェンダー・ギャップ指数(GGI)	10	「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータ(経済、政治、教育、健康)から構成され、世界の男女格差を測る指数で、そのスコアをもとに各国の男女格差の順位をつける。
6	ドメスティック・バイオレンス(DV)	12	夫婦や恋人など、親密な関係にあるパートナー、またはパートナーであった人からふるわれる暴力のこと。身体的暴力のほか、言葉や態度による精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力等も含まれる。
7	和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	26	一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「届出受理証明書」と「届出受理証明カード」を交付する制度。

No.	用語	ページ	内容
8	LGBTQ	27	LGBTQとは性的マイノリティを表す総称のひとつ L(レズビアン):性自認が女性で女性を好きになる人、女性同性愛者 G(ゲイ):性自認が男性で男性を好きになる人、男性同性愛者 B(バイセクシュアル):女性も男性も両方好きになる人、両性愛者 T(トランスジェンダー):生まれた時に割り当てられた性別と、性自認が異なる人 Q(クエスチョニング):セクシュアリティを決められない、分からない、決めないなどの人 (クィア):規範的でないとされる性のあり方を包括的にあらわす言葉
9	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	29	いつ子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。
10	デートDV	38	恋人間で暴力により、相手を思いどおりにすること。暴力には、殴る・蹴るなどのほか、言葉の暴力、メールをチェックするなど様々な形がある。
11	多様な働き方実践企業認定制度	41	仕事と子育て等の両立を支援するため、短時間勤務など、多様な働き方を実践している企業等を、働きやすい企業として埼玉県が認定するもの。
12	和光市BOSAIまちづくり伝道師	44	和光市が主催する、防災知識の習得や実際に体験しながら学ぶ、全5日間の単位制講座を受講した人。より実践的な防災スキルを身に付け、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。
13	性的マイノリティ	59	女の体に生まれて、女として異性を好きになる、男の体に生まれて、男として異性を好きになる、この2つのタイプに当てはまらない人。恋愛対象の性を表す「性的指向(Sexual Orientation)」、自分の性別をどう認識しているかを表す「性自認(Gender Identity)」の頭文字を取った「SOGI(ソジ)」も使われ始めている。

No.	用語	ページ	内容
14	家族経営協定	70	家族農業経営内において、家族一人ひとりが意欲とやりがいを持って経営に参画し、能力を十分に発揮できる魅力的な農業経営のために、役割分担や経営方針等、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。
15	ポジティブ・アクション(積極的に格差を是正する措置)	72	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

7 和光市男女共同参画推進審議会委員名簿（令和7年10月1日現在）

委員数：10名

任期：令和6年（2024年）5月1日～令和8年（2026年）4月30日

氏名	選任の区分	備考
諸橋 泰樹	知識経験を有する者	フェリス女学院大学教授
大澤 絵里		国立保健医療科学院(国際協力研究領域併任)上席主任研究官
渡邊 丈裕	関係団体を代表する者	和光市立小中学校校長会
南條 有希子		NPO法人 わこう子育てネットワーク
栗原 眞知子		和光市ボランティア連絡会
富澤 仁		和光市民生委員児童委員協議会
小川 祐佳	事業者	国立研究開発法人 理化学研究所
服部 周二		埼玉りそな銀行 和光支店
古川 勇一	公募による市民	
市島 真理		

8 第4次わこうプラン策定経過

年度	月	経過
令和6年度 (2024年度)	7月	第1回男女共同参画推進審議会(7/9) ・令和6年度市民意識調査について
	9月	男女共同参画市民意識調査実施(9/2~9/30)
	11月	第3回男女共同参画推進審議会(11/22) ・和6年度和光市男女共同参画意識調査集計速報版
令和7年度 (2025年度)	7月	第1回男女共同参画推進審議会(7/18) ・第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン(改訂版)について
	8月	第1回和光市男女共同参画庁内連絡会議 ・第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン(改訂版)に対する和光市男女共同参画推進審議会からの意見への対応について(8/19)
	10月	第2回男女共同参画推進審議会(10/17) ・第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン(改訂版)について
	11月	第3回男女共同参画推進審議会(書面開催) ・第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン(改訂版)について
	12月	第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン(改訂版)パブリック・コメント実施(12/5~12/25)
	1月	第2回和光市男女共同参画庁内連絡会議 ・第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン(改訂版)パブリック・コメントの報告及び対応について(1/)
	2月	第4回男女共同参画推進審議会(2/6) ・第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン(改訂版)パブリック・コメント報告
	3月	和光市男女共同参画庁内連絡会議(3/) 第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン策定



第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン
～男女共同参画社会の実現を目指して～
令和8年3月(改訂)

発行 和光市企画部企画人権課
〒351-0192 和光市広沢 1-5
TEL 048-424-9088(直通)
FAX 048-464-8822
<http://www.city.wako.lg.jp/home.html>